

「健康・福祉の未来都市」の実現に向けて(健康・福祉・医療分野) 事業評価一覧(令和元年度に実施した事業)

事業名	政策の柱 — 基本施策	施策名	好循環P・ 戦略事業・ SDGs	事業の目的	事業内容		事業の 進捗	R1 概算 事業費 (千円)	開始 年度	日本一 施策 事業	「①昨年度の評価(成果や課題)」と「②今後の取組方針」	見直し (予定)
					対象者・物(誰・何 に)	取組(何を)						
特定健康診査等事業	II-5	健康づくりの推進	SDGs	被保険者の生活習慣病等の早期発見・発症予防	40歳から74歳の国民健康保険被保険者	特定健康診査・特定保健指導の実施	計画どおり	238,677	H20		<p>【①昨年度の評価(成果や課題)】:生活習慣病等の早期発見・発症予防の促進】 ・特定健康診査の未受診者勧奨において、課題であった働く世代に重点的に勧奨を行ったことにより、受診率の向上が図られたことや、特定保健指導において、オペレーターによる電話勧奨と健診結果相談会の予約受付を通年実施したことにより、実施率が向上し、被保険者の生活習慣病等の早期発見・発症予防につながった。</p> <p>【②今後の取組方針:効果的な受診勧奨の取組強化】 ・被保険者の生活習慣病等の早期発見・発症予防のため、ターゲットを絞った受診勧奨を継続するとともに、加えてAIを活用した効果的な未受診者勧奨を実施し、受診率の向上を図る。</p>	拡大
健康づくり推進事業 人間ドック・脳ドック受診の推進	II-5	健康づくりの推進	SDGs	被保険者の疾病の早期発見・早期治療	40歳から74歳の国民健康保険被保険者	人間ドック・脳ドックいずれかの健診費用の一部補助(補助単価:10千円/人)	計画どおり	33,000	S59 (人間) H9(脳)		<p>【①昨年度の評価(成果や課題)】:疾病の早期発見・早期治療の促進】 ・人間ドック・脳ドックの健診費用の一部を補助するとともに、国保日より広報紙などによる周知や前期高齢者への受診勧奨チラシの送付など、事業の周知啓発に取り組むことにより、受診につながり、疾病の早期発見・早期治療が図られた。</p> <p>【②今後の取組方針:補助の継続実施】 ・被保険者の疾病の早期発見・早期治療のため、引き続き、健診費用の一部補助や特定健診と人間ドックの周知を同時に行うなど工夫しながら、受診を勧奨していく。</p>	
ヘルスプランうつのみや事業 糖尿病の発症予防・重症化予防の推進	II-5	健康づくりの推進	SDGs	糖尿病リスクを抱える医療機関未受診者及び腎症が重症化するリスクの高い者への保健指導による糖尿病の発症予防・重症化予防	40歳から74歳の国民健康保険被保険者	保健指導の実施	計画どおり	-	H26		<p>【①昨年度の評価(成果や課題)】:重症化予防の促進】 ・継続的に受診勧奨を続けたことにより延べ指導件数が増加し、その結果、医療機関への受診者数も増加した。さらに、受診に繋がった者に対し、専門職による保健指導を実施することで、糖尿病の重症化予防の取組強化が図られた。</p> <p>【②今後の取組方針:専門職員による保健指導の継続実施】 ・糖尿病の発症予防・重症化予防を図るため、引き続き、糖尿病リスクを抱えながらも医療機関を受診していない対象者への受診勧奨を実施するとともに、腎症対象者への専門職員による効果の高い保健指導を実施する。</p>	
健康づくり推進事業	II-5	健康づくりの推進	SDGs	被保険者の疾病の早期発見・早期治療	後期高齢者医療被保険者	人間ドック・脳ドックいずれかの健診費用の一部補助(補助単価:10千円/人)	計画どおり	8,600	H23		<p>【①昨年度の評価(成果や課題)】:疾病の早期発見・早期治療の促進】 ・人間ドック・脳ドックの健診費用を一部補助するとともに、広報紙などを活用し、事業の周知啓発に取り組むことにより、受診者数は予定どおりとなり、疾病の早期発見・早期治療につなげることができた。</p> <p>【②今後の取組方針:補助の継続実施】 ・被保険者の疾病の早期発見・早期治療につなげるために、引き続き、健診費用の一部補助と事業の周知に取り組む受診を勧奨していく。</p>	
宇都宮市医療保健事業団補助金	II-5	② 地域医療体制の充実		公益財団法人宇都宮市医療保健事業団の継続的で安定的な運営体制の確保	公益財団法人宇都宮市医療保健事業団	団体運営に要する経費の一部を補助	計画どおり	80,513	S57		<p>【①昨年度の評価(成果や課題)】:継続的で安定的な運営体制の確保】 ・運営に要する経費の一部を補助したことにより、公益財団法人宇都宮市医療保健事業団の継続的で安定的な運営体制が確保された。</p> <p>【②今後の取組方針:継続的で安定的な運営体制の確保に向けた支援】 ・地域住民の健康増進と地域医療の発展に寄与できるよう、公益財団法人宇都宮市医療保健事業団の継続的で安定的な運営体制を確保するため、引き続き、運営に要する経費の一部を補助する。</p>	

事業名	政策の柱 基本施策	施策名	好循環P・ 戦略事業・ SDGs	事業の目的	事業内容		事業の 進捗	R1 概算 事業費 (千円)	開始 年度	日本一 施策 事業	「①昨年度の評価(成果や課題)」と「②今後の取組方針」	見直し (予定)
					対象者・物(誰・何 に)	取組(何を)						
夜間休日救急診療所運営事業	Ⅱ-5	② 地域医療体制の充実		初期救急医療体制の維持・確保	公益財団法人宇都宮市医療保健事業団(指定管理者)	夜間休日救急診療所の適切かつ円滑な管理運営	計画どおり	208,195	S58		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):初期救急医療体制の維持確保】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本市の初期救急医療体制に精通し、医療従事者の安定的な確保や、地域の医療機関との緊密な連携が可能である市医療保健事業団を指定管理者とし、管理運営を行ったことにより、初期救急医療体制の維持・確保が図られた。 <p>【②今後の取組方針:初期救急医療体制の適切かつ円滑な管理運営の確保】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本市の初期救急医療体制の維持・確保を図るため、引き続き、夜間休日救急診療所の適切かつ円滑な管理運営体制の確保を図っていく。 	
(保健総)保健施設整備費(単独)	Ⅱ-5	② 地域医療体制の充実		施設の安全で快適な利用及び施設の長寿命化	保健所及び夜間休日救急診療所の施設	保健所及び夜間休日救急診療所の施設の整備及び改修	計画どおり	49,497	S58		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):施設の長寿命化に向けた改修の実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・長寿命化計画に基づき、保健所の自動火災報知設備など、施設の整備及び改修を実施し、施設の長寿命化が図られ、安全で快適な利用を維持することができた。 <p>【②今後の取組方針:計画的な施設の維持更新の実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保健所及び夜間休日救急診療所について、施設の安全で快適な利用及び施設の長寿命化を図るため、引き続き、施設の計画的な維持更新を行っていく。 	
保健衛生事業推進協力金(市医師会)	Ⅱ-5	② 地域医療体制の充実		市が実施する保健衛生事業の円滑な推進	一般社団法人宇都宮市医師会	保健衛生事業を推進する団体に対して協力金を交付	計画どおり	17,000	S58		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):保健衛生事業の円滑な推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市が実施する保健衛生事業に対して、医師会との連携協力体制を確保したことにより、事業が円滑に推進した。 <p>【②今後の取組方針:市医師会との連携協力体制の継続的な確保】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、市医師会との連携協力体制を確保し、市の実施する保健衛生事業を円滑に推進していく。 	
口腔衛生事業推進協力金(市歯科医師会)	Ⅱ-5	② 地域医療体制の充実		市が実施する口腔衛生事業の円滑な推進	一般社団法人宇都宮市歯科医師会	口腔衛生事業を推進する団体に対して協力金を交付	計画どおり	4,350	S58		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):口腔衛生事業の円滑な推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市が実施する口腔衛生事業に対して、歯科医師会との連携協力体制を確保したことにより、事業が円滑に推進した。 <p>【②今後の取組方針:市歯科医師会との連携協力体制の確保】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、市歯科医師会との連携協力体制を確保し、市の実施する口腔衛生事業を円滑に推進していく。 	
保健衛生事業推進協力金(市薬剤師会)	Ⅱ-5	② 地域医療体制の充実		市が実施する保健衛生事業の円滑な推進	一般社団法人宇都宮市薬剤師会	保健衛生事業を推進する団体に対して協力金を交付	計画どおり	600	S58		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):保健衛生事業の円滑な推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市が実施する保健衛生事業に対して、薬剤師会との連携協力体制を確保したことにより、事業が円滑に推進した。 <p>【②今後の取組方針:市薬剤師会との連携協力体制の確保】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、市薬剤師会との連携協力体制を確保し、市の実施する口腔衛生事業を円滑に推進していく。 	
健康増進事業等推進協力金(県医師会)	Ⅱ-5	② 地域医療体制の充実		健康増進事業の推進	一般社団法人 栃木県医師会	健康増進事業を推進する団体に対して協力金を交付	計画どおり	1,948	S48		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):健康増進事業の推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県医師会との連携協力体制を確保したことにより、健康増進事業の推進が図られた。 <p>【②今後の取組方針:県医師会との連携協力体制の確保】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、県医師会との連携協力体制を確保し、健康増進事業を推進していく。 	

事業名	政策の柱 基本施策	施策名	好循環P・ 戦略事業・ SDGs	事業の目的	事業内容		事業の 進捗	R1 概算 事業費 (千円)	開始 年度	日本一 施策 事業	「①昨年度の評価(成果や課題)」と「②今後の取組方針」	見直し (予定)
					対象者・物(誰・何 に)	取組(何を)						
健康増進事業等推進協 力金(県歯科医師会)	II-5	② 地域医療体制の充 実		健康増進事業の推 進	一般社団法人 栃 木県歯科医師会	健康増進事業を推進する団 体に対して協力金を交付	計画どおり	346	S52		【①昨年度の評価(成果や課題):健康増進事業の推進】 ・県歯科医師会との連携協力体制を確保をしたことにより、健康増進事業の推 進が図られた。 【②今後の取組方針:県歯科医師会との連携協力体制の確保】 ・引き続き、県歯科医師会との連携協力体制を確保し、健康増進事業を推進し ていく。	
准看護師養成補助金	II-5	② 地域医療体制の充 実		質の高い医療従事 者の養成・確保	宇都宮准看護高等 専修学校	専修学校の運営に係る経費 の一部を補助	計画どおり	7,600	S59		【①昨年度の評価(成果や課題):准看護師の養成・確保】 ・准看護学校への支援を実施したことにより、質の高い准看護師の養成・確保が 図られた。 【②今後の取組方針:准看護師の持続的な養成・確保】 ・質の高い准看護師を持続的に養成・確保していくため、生徒の確保や退学者 の減少に向け、当学校が実施する事業に対して継続的に支援をしていく必要が ある。	
歯科衛生士養成補助金	II-5	② 地域医療体制の充 実		質の高い医療従事 者の養成・確保	宇都宮歯科衛生士 専門学校	専門学校の運営に係る経費 の一部を補助	計画どおり	6,000	S53		【①昨年度の評価(成果や課題):歯科衛生士の養成・確保】 ・歯科衛生士学校への支援を実施したことにより、質の高い歯科衛生士の養成・ 確保が図られた。 【②今後の取組方針:歯科衛生士の更なる養成・確保】 ・質の高い歯科衛生士をこれまで以上に養成・確保していくため、国家試験の合 格率の更なる向上に向け、当学校が実施する事業に対して継続的に支援をして いく必要がある。	
健康危機管理対策事務 費	II-5	② 地域医療体制の充 実		健康危機管理体制 の確保・充実	健康被害が発生し たあるいは発生す る恐れのある事案	模擬訓練の実施	計画どおり	0	H14		【①昨年度の評価(成果や課題):健康危機管理発生時の適切な対応の実施】 ・鳥インフルエンザ発生時の対応に向けた模擬訓練等を実施し、職員の危機管 理能力の向上を図ったとともに、新型コロナウイルスについては、新型インフル エンザ行動マニュアルに基づき、関係課と連携し対応を行った。 【②今後の取組方針:健康危機管理体制の強化】 ・健康危機管理対策専門委員会の開催や模擬訓練等を継続的に実施し、危機 管理体制の更なる強化を図るとともに、新型コロナウイルスへの対応について、 引き続き、関係課と連携し、市民の命や健康を守るため、より一層、適切かつ迅 速な対応を図っていく必要がある。	
救急医療対策事務	II-5	2 地域医療体制の充 実		二次救急医療体制 の維持・確保	救急告示医療機 関、市医師会、消 防等関係団体	救急医療対策連絡協議会の 開催	計画どおり	220	H8		【①昨年度の評価(成果や課題):円滑な二次救急医療体制の確保】 ・救急医療対策連絡協議会において、評価検証を行い、関係機関と連携し、情 報を共有しながら、円滑な二次救急医療体制の確保が図られた。 【②今後の取組方針:救急医療対策連絡協議会の継続】 ・引き続き、救急医療対策連絡協議会において、関係機関と連携し、情報を共有 しながら、二次救急医療体制の維持・確保を図る。	
小児救急医療体制補助 金	II-5	2 地域医療体制の充 実		小児救急医療体制 の維持・確保	済生会宇都宮病 院、NHO栃木医療 センター、JOCHOう つのみや病院	輪番実施日数に応じ、その運 営に要する経費の一部を補 助(県2/3・市1/3)	計画どおり	22,048	H14		【①昨年度の評価(成果や課題):円滑な小児救急医療体制の確保】 ・運営に要する経費の一部を補助することにより、夜間及び休日における小児救 急医療体制の確保が図られた。 【②今後の取組方針:補助の継続実施】 ・小児救急医療体制の維持・確保を図るため、引き続き、小児救急医療を担う医 療機関の運営に要する経費の一部を補助していく。	

事業名	政策の柱 基本施策	施策名	好循環P・ 戦略事業・ SDGs	事業の目的	事業内容		事業の 進捗	R1 概算 事業費 (千円)	開始 年度	日本一 施策 事業	「①昨年度の評価(成果や課題)」と「②今後の取組方針」	見直し (予定)
					対象者・物(誰・何 に)	取組(何を)						
病院群輪番制病院運営 費補助金	Ⅱ-5	2 地域医療体制の充 実		二次救急医療体制 の維持・確保	病院群輪番制病院 (済生会宇都宮病 院, NHO栃木医療 センター, JCHOう つのみや病院, 宇 都宮記念病院, NHO宇都宮病院)	輪番実施日数に応じ, その運 営に要する経費の一部等を 補助	計画どおり	73,731	S55		【①昨年度の評価(成果や課題):円滑な二次救急医療体制の確保】 ・運営に要する経費の一部を補助することにより, 夜間及び休日における円滑な 二次救急医療体制の確保が図られた。 【②今後の取組方針:補助の継続実施】 ・二次救急医療体制の維持・確保を図るため, 引き続き, 病院群輪番制病院の 運営に要する経費の一部等を補助していく。	
協力病院等運営費補助 金	Ⅱ-5	2 地域医療体制の充 実		二次救急医療体制 の維持・確保	協力病院(7病 院), 連携病院(1 病院), 協力診療所 (2診療所), 連携 診療所(1診療所)	救急医療の運営に要する経 費の一部等を補助	計画どおり	33,494	H21	独自性	【①昨年度の評価(成果や課題):円滑な二次救急医療体制の確保】 ・病院群輪番制病院を支える協力病院等の運営に要する経費の一部を補助す ることにより, 円滑な二次救急医療体制の確保が図られた。 【②今後の取組方針:補助の継続実施】 ・二次救急医療体制の維持・確保を図るため, 引き続き, 病院群輪番制病院を 支える協力病院等に対し, 救急医療の運営に要する経費の一部を補助して いく。	
病院群輪番制病院設備 整備費補助金	Ⅱ-5	2 地域医療体制の充 実		二次救急医療体制 の維持・確保	病院群輪番制病院 (済生会宇都宮病 院, NHO栃木医療 センター, JCHOう つのみや病院, 宇 都宮記念病院, NHO宇都宮病院)	救急医療に必要な設備整備 に要する経費を補助(国・県・ 市 各1/3)	計画どおり	0	H19		【①昨年度の評価(成果や課題):円滑な二次救急医療体制の確保】 ・病院群輪番制病院への設備整備に要する経費の一部を補助することにより円 滑な二次救急医療体制の確保を図るものであるが, 令和元年度は対象となる整 備事業がなかった。 【②今後の取組方針:補助の継続実施】 ・二次救急医療体制の維持・確保を図るため, 引き続き, 病院群輪番制病院の 設備整備に要する経費を補助していく。	
協力病院等設備整備費 補助金	Ⅱ-5	2 地域医療体制の充 実		二次救急医療体制 の維持・確保	協力病院(7病 院), 連携病院(1 病院), 協力診療所 (2診療所), 連携 診療所(1診療所)	救急医療に必要な設備整備 に要する経費を補助(市・事 業主体 各1/2)	計画どおり	2,448	H22	独自性	【①昨年度の評価(成果や課題):円滑な二次救急医療体制の確保】 ・協力病院等のうち1病院に設備整備に要する経費に補助金を交付し, 円滑な 二次救急医療の確保が図られた。 【②今後の取組方針:補助の継続実施】 ・二次救急医療体制の維持・確保を図るため, 引き続き, 病院群輪番制病院を 支える協力病院等に対し, 救急医療に必要な設備整備に要する経費の一部を 補助していく。	
災害時医療対策事務	Ⅱ-5	2 地域医療体制の充 実		災害時医療提供体 制の確保	医療機関及び医療 関係団体等	災害時医療救護活動に係る 訓練の実施, 会議の開催, 必要な資器材の整備	計画どおり	2,114	H7		【①昨年度の評価(成果や課題):円滑な災害時医療救護体制の確保】 ・救護所設置施設に発電機を追加で配備したほか, 災害時医療救護活動に係る 訓練を体系化し, 医療機関や関係団体等の協力を得て, より実践的な訓練を 実施した。 【②今後の取組方針:医療関係団体等と連携した訓練の実施】 ・災害時医療提供体制の確保を図るため, 引き続き, 災害時医療救護活動に 必要な資器材の整備を進めるとともに, 医療関係団体等と連携しながら, 医療 救護活動のマニュアルを踏まえた図上訓練や災害医療本部の設置訓練など を実施する。	
医事・監視指導事務	Ⅱ-5	2 地域医療体制の充 実		良質かつ適切な医 療提供の確保	病院, 診療所, 歯 科技工所, 施術 所, 衛生検査所	許認可及び監視指導の実施	計画どおり	601	H8		【①昨年度の評価(成果や課題):良質かつ適切な医療提供体制の確保】 ・医療法等に基づく立入検査を実施することにより, 良質かつ適切な医療提供 体制の確保が図られた。 【②今後の取組方針:医療施設等に対する計画的な立入検査の実施】 ・引き続き, 医療施設等に対する立入検査を計画的に実施していく。	

事業名	政策の柱 — 基本施策	施策名	好循環P・ 戦略事業・ SDGs	事業の目的	事業内容		事業の 進捗	R1 概算 事業費 (千円)	開始 年度	日本一 施策 事業	「①昨年度の評価(成果や課題)」と「②今後の取組方針」	見直し (予定)
					対象者・物(誰・何 に)	取組(何を)						
救急医療適正受診促進費	Ⅱ-5	2 地域医療体制の充実		救急医療の適正受診の促進	市民	救急医療の適正受診の促進に向けた啓発	計画どおり	498	H8		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):適正受診を普及啓発するためのイベントの開催】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・救急受診の手引きの配布をするほか、救急の日・救急医療週間イベントや救急探検ツアー、出前講座の実施を通して、救急医療の適正受診に向けた普及啓発を行った。 <p>【②今後の取組方針:適正受診方法についての普及啓発の実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、市民に対し、救急医療の適正な受診方法について普及啓発を実施していく。 	
薬事・監視指導事務	Ⅱ-5	2 地域医療体制の充実		<ul style="list-style-type: none"> ・医薬品、医療機器、毒物劇物等の安全性の確保 ・薬物乱用の未然防止 ・かかりつけ薬局・薬剤師の普及促進 	<ul style="list-style-type: none"> ・薬局、店舗販売業、医療機器販売業、毒物劇物取扱施設、温泉施設 ・市民 	<ul style="list-style-type: none"> ・許認可及び監視指導の実施 ・大麻等の薬物乱用防止の普及啓発 	計画どおり	920	H8	独自性	<p>【①昨年度の評価(成果や課題):許認可事務等の迅速かつ確実な実施】</p> <p>宇都宮市薬事関係指導計画に基づき、効率的かつ効果的に監視指導業務を実施し、安全性の確保が図られた。</p> <p>【②今後の取組方針:薬局等に対する計画的な立入検査の実施】</p> <p>医薬品、医療機器、毒物劇物の安全性の確保及び温泉の適正利用を確保するため、医薬品医療機器等法に基づく薬局や温泉施設等に対する立入検査を計画的に実施していく。</p> <p>【①昨年度の評価(成果や課題):毒物劇物等の健康被害対策についての整備】</p> <p>毒物劇物等の健康被害対策について整備するため、本市の毒物劇物等健康被害対策要領を改定した。</p> <p>【②今後の取組方針:毒物劇物等の健康被害対策について円滑な連絡体制の確保】</p> <p>関係機関との円滑な連絡体制を確保するとともに、事故発生時に迅速に対応できるよう本市の毒物劇物等対応マニュアルの策定する。</p> <p>【①昨年度の評価(成果や課題):薬物乱用防止連絡会議の活用】</p> <p>関係機関や団体等で構成する宇都宮市薬物乱用防止連絡会議と連携し、イベントでの啓発活動を実施することにより薬物乱用防止の周知啓発が図られた。</p> <p>【②今後の取組方針:薬物乱用防止啓発活動の実施】</p> <p>薬物乱用防止指導員等と連携した街頭での啓発活動や小中学生向け出張教室の継続実施に加え、高校生向け啓発や大学生ボランティアの活動支援など啓発活動の充実を図っていく。</p> <p>【①昨年度の評価(成果や課題):薬局ビジョンを踏まえたかかりつけ薬局・薬剤師の普及促進】</p> <p>薬剤師会と連携するなどして、市民公開講座や出前講座の実施により市民への周知充実が図られた。</p> <p>【②今後の取組方針:薬局ビジョンを踏まえたかかりつけ薬局・薬剤師の普及促進及びかかりつけ薬剤師に必要な研修の周知や情報提供】</p> <p>薬剤師会と連携するなどして、市民公開講座や出前講座の実施により市民への周知充実を図るとともに、薬剤師会ホームページ等を活用し、かかりつけ薬剤師に必要な研修の周知や情報提供を行う。</p>	
献血普及啓発事業	Ⅱ-5	2 地域医療体制の充実		輸血用血液の安定的な確保	市民	・情報発信による市民への献血の普及啓発と献血会の支援	計画どおり	168	S44		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):献血の普及啓発による献血者数の目標数達成】</p> <p>献血に係る普及啓発を行うとともに、自主的かつ組織的に献血を推進する各献血会の取組を支援することにより、献血目標数を達成できた。</p> <p>【②今後の取組方針:献血の普及啓発と献血団体の支援】</p> <p>輸血用血液を安定的に確保するため、引き続き、市民の理解と協力が得られるよう献血の普及啓発を行うとともに、各献血会の取組を支援する。</p>	

事業名	政策の柱 基本施策	施策名	好循環P・ 戦略事業・ SDGs	事業の目的	事業内容		事業の 進捗	R1 概算 事業費 (千円)	開始 年度	日本一 施策 事業	「①昨年度の評価(成果や課題)」と「②今後の取組方針」	見直し (予定)
					対象者・物(誰・何 に)	取組(何を)						
食育の推進 (細事業「うつのみや食育 フェア実行委員会交付 金」を含む)	II-5	健康づくりの推進	SDGs	健全な食生活の実 践の推進	・市民	・各種講座 ・イベント ・宮っこ食育応援団事業等 を通じた食育の実践の普及啓 発 等	計画 どおり	8,423	H18	<p>【①昨年度の評価(成果や課題)】:世代ごとの食育の推進及び地域社会全体での食育の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第3次宇都宮市食育推進計画に基づき、食育フェアの実施や高校・大学等への食育出前講座、学校祭や学生食堂等での食育に関するリーフレット配布、クックパッド公式キッチンにおけるヘルシーメニューのレシピ提供を行うことにより、若い世代の健全な食生活の実践が図られた。 ・働く世代を対象とした事業所での食育出前講座や事業所の給食施設指導、宮っこ食育応援団等を通じたレシピやリーフレット等の配布を行うことにより、働く世代の健全な食生活の実践が図られた。 ・関係各課・団体との連携強化による食育の推進のため、庁内関係課や宮っこ食育応援団との連携を行い、若い世代や働く世代が多くなる子どもの保護者が対象の講座での講話や、3歳児健診や小中学校で配布するちらしに保護者に向けた記事を掲載することにより、家庭や地域、職場における食育の推進が図られた。 <p>【②今後の取組方針:次期計画を見据えた食育の推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和4年度からの次期計画の改定を見据え、地域別データ分析結果を活用し、市民の健全な食生活の実践(減塩やより多くの野菜を摂取)が図れるよう、宮っこ食育応援団に登録しているスーパーマーケットと連携しながら、食に関する啓発媒体を活用した食の環境づくりを試行的に実施する。 		
栄養改善事業	II-5	健康づくりの推進	SDGs	適正な栄養管理の 推進	・市民 ・特定給食施設等 の給食施設及び給 食従事者 ・食品関連事業者 等	・病態別栄養相談 ・栄養相談 ・給食施設指導 ・栄養成分表示の相談・指導 等	計画どおり	813	H2	<p>【①昨年度の評価(成果や課題)】:市民および給食施設、食品関連事業者等への適正な栄養管理や改善の指導の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生活習慣病をはじめとした慢性疾患等の病状に応じた病態別栄養相談や栄養相談を実施することにより、生活習慣の改善及び重症化予防が図られた。 ・定期的に給食施設に対し巡回指導や研修会等を実施することにより、特定給食施設等における栄養管理の改善が図られた。 ・食品関連事業者に対し、栄養成分表示の義務化について、あらゆる機会を捉えて周知を図り、詳細の相談に応じることで、事業所等の栄養成分表示に関する理解が深まった。 <p>【②今後の取組方針:栄養管理に関する指導の徹底と制度の周知の強化】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・食生活の改善による疾病の重症化予防や特定給食施設における栄養管理の改善を図るため、これまでの取組を継続していく。また、令和2年4月より食品表示法が完全施行となり、栄養成分表示が義務化されたことから、食品関連事業者等からの相談に対応し、適正な表示ができるよう指導を行っていくとともに、市民が食品表示の理解を深め、食生活に活用できるよう普及を図っていく。 		
地域における健康づくり 実践活動の推進	II-5	健康づくりの推進	SDGs	地域の健康づくり 実践活動の推進	・健康づくり推進員 ・市民	・健康づくり推進員による実 践活動 ・健康づくり推進員・食生活改 善推進員による健康づくり活 動への参加促進 ・保健師による実践活動支援	計画どおり	1,779	H13	<p>【①昨年度の評価(成果や課題)】:重層的な健康づくり活動の支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・健康づくり推進員・食生活改善推進員の活動において、既存組織への継続的な活動支援や養成講座の実施により、地域において活動する推進数の増加を図るとともに、各地域拠点と連携し、健康づくり推進組織が立ち上がっていない地区に、組織化に向けた支援を行ったことで、未組織地区2地区のうち、御幸地区に健康づくり推進組織が立ち上がるなど、地域における健康づくり実践活動が推進された。 <p>【②今後の取組方針:未組織地区等への支援の強化】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域の健康づくり実践活動を推進するため、引き続き、これまでの取組を継続するとともに、健康づくり推進組織が未組織である地区において、地域拠点と連携し、自治会等への説明を行い、対象地域において養成講座を実施するなど、組織の立ち上げができるように活動支援を行っていく。 ・また、既存の健康づくり推進組織が円滑に活動することができるよう、地区拠点と連携を取りながら、強化して活動を支援していく。 		

事業名	政策の柱 基本施策	施策名	好循環P・ 戦略事業・ SDGs	事業の目的	事業内容		事業の 進捗	R1 概算 事業費 (千円)	開始 年度	日本一 施策 事業	「①昨年度の評価(成果や課題)」と「②今後の取組方針」	見直し (予定)
					対象者・物(誰・何 に)	取組(何を)						
地域・職域連携推進事業	Ⅱ-5	健康づくりの推進	SDGs 戦略事業	地域・職域における 健康づくり活動の 充実	市内事業者 市民	・地域・職域連携による事業 所に対する健康づくりの普及 啓発 ・健康づくり事業者表彰	計画どおり	405	H20	独自性 先駆的	【①昨年度の評価(成果や課題):職場で健康づくりに取り組むための機運醸成】 ・健康づくりに取り組む事業者の表彰を実施するとともに、地域・職域連携推進 協議会と連携し、栄養士や保健師などの専門職を事業所に派遣する出前講座 を実施することにより、職場における健康づくりの推進が図られた。 ・職場における健康づくりをさらに促進させるため、従業員の健康づくりに活用で きる保健事業の情報を提供する「職場における健康づくり応援サイト」を開設し、 事業所等への情報提供の充実を図るとともに、全国健康保険協会栃木支部に 加入している市内事業所の特定健康診査データにおいて、他業種に比べ保健 指導等の割合が高く積極的な支援が必要な業種を選定し、効果的な働きかけの 手法について検討を行った。 【②今後の取組方針:健康づくりに取り組む事業所の拡大】 ・職域における健康づくり活動の充実や健康づくりに取り組む事業所の拡大を図 るため、引き続き、これまでの取組を継続するとともに、積極的な支援が必要な 業種に対し、健康課題の説明や、応援サイトを活用した情報提供、出前講座の 活用等を促していく。 ・健康づくりに取り組む事業者の表彰については、表彰式を「働く人の健康づくり 講演会」と同時開催することで、より効果的に事業所における健康づくりの取組 の重要性や好事例について周知し、主体的に健康づくりに取り組む事業所の拡 大を図る。	拡大
健康増進普及啓発・糖尿 病対策事業	Ⅱ-5	健康づくりの推進	SDGs	生活習慣病の予防 や健康づくりに関す る知識の普及啓発	市民	・健康教育 (各種講演会・イベント) ・健康相談 ・訪問指導 等	計画どおり	1,682	S29		【①昨年度の評価(成果や課題):関係団体との連携・協力による普及啓発の推 進】 ・「第2次健康うつのみや21」計画の中間評価を踏まえ、市医師会等の関係団 体と連携・協力しながら、生活習慣病の予防に取り組むとともに、特に糖尿病に ついては、発症予防や重症化予防を図るため、各種講演会や、市内大型商業 施設における「糖尿病予防啓発イベント」の実施、「地区における健康教育」の重 点テーマに糖尿病を取り入れ、すべての健康教育に糖尿病の内容を含めたこと により、糖尿病を含む生活習慣病予防に関する正しい知識の普及が図られた。 【②今後の取組方針:保険者との連携強化】 ・生活習慣病の予防や健康づくりに関する正しい知識の啓発を図るため、引き続 き、これまでの取組を継続するとともに、各保険者との更なる連携をすすめ、各 種講演会やイベントにおいて、運動習慣の定着化や正しい食生活の改善を図る など、健康づくりに関する知識の普及啓発に取り組んでいく。	
健康ポイント事業	Ⅱ-5	健康づくりの推進	SDGs 好循環P 戦略事業	市民の健康づくり 活動の促進	市民	・事業の広報活動 ・ポイント交換 ・協賛企業の確保	計画どおり	49,313	H30	独自性 先駆的	【①昨年度の評価(成果や課題):様々な広報活動により参加者数が増加】 ・広報紙やラジオ放送、各種団体研修会等の場などを効果的に活用し、事業を 周知したことにより、運用開始当初から、順調に参加者が増加している。また、 市内事業者を中心に協賛企業への協力を呼びかけたことにより、63の協賛企業 を確保することができ、市民の事業への参加意欲が高まったことで、市民の健康 づくり活動の促進が図られた。 【②今後の取組方針:更なる参加者数の増加に向けた事業運営と歩数を増加さ せるための仕掛けづくり】 ・市民の参加を促進するため、市広報紙やSNSなどの様々な媒体を活用した周 知やプロスポーツチームと連携したPRを引き続き行うとともに、関係団体と連携し た事業者への周知を行い、事業所ぐるみでの参加促進や協賛企業の確保に取 り組む。また、関係課と連携しながら、歩かせる仕掛けづくりを実施していく。	拡大

事業名	政策の柱 基本施策	施策名	好循環P・ 戦略事業・ SDGs	事業の目的	事業内容		事業の 進捗	R1 概算 事業費 (千円)	開始 年度	日本一 施策 事業	「①昨年度の評価(成果や課題)」と「②今後の取組方針」	見直し (予定)
					対象者・物(誰・何 に)	取組(何を)						
受動喫煙防止対策事業	II-5	健康づくりの推進	SDGs	改正健康増進法に 基づく受動喫煙防 止対策の推進	市内事業者 市民	受動喫煙防止対策に係る周 知啓発	計画 どおり	1,154	H30		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):受動喫煙防止対策に係る周知啓発の実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業者向けには生活衛生同業組合協議会などと連携した説明会やリーフレットの配布等を実施し、市民向けには自治会回覧等を実施したことにより改正健康増進法の周知が図られた。また、平成31年2月に受動喫煙防止に関する相談窓口を設置して以降、事業者や市民からの相談に対応するとともに、令和2年1月からは既存特定飲食提供施設に関する届出の受付時においても、事業者への説明を実施したことにより、受動喫煙防止への理解促進が図られた。 <p>【②今後の取組方針:市内事業者への周知啓発や受動喫煙防止対策に関する市民理解の促進】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市内事業者への周知啓発や市民の受動喫煙防止への理解促進を図るため、引き続き、相談窓口での相談支援やリーフレット等の配布を行うとともに、関係団体と連携した事業者向け説明会を実施するなど、事業者が主体的に受動喫煙防止対策に取り組んでいけるよう支援していく。 	
がん検診 (細事業「個別受診勧奨事業」を含む)	II-5	健康づくりの推進	SDGs	がんの早期発見・ 早期治療	市民(40歳以上) ※子宮がんは20歳 以上の女性、乳がんは30歳以上の女性、前立腺がんは50歳以上の男性が対象	がん検診の実施	計画どおり	1,006,166	S38		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):がんの早期発見・早期治療】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各種検診を実施することにより、がんの早期発見・早期治療が図られた。今後もがんの早期発見・早期治療につなげていくため、更なる未受診者対策の強化が必要である。 <p>【②今後の取組方針:がん検診の受診率向上と継続実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・がんの早期発見・早期治療を図るため、引き続き、各種がん検診を実施するとともに、より多くの方に受診してもらうよう、土日健診や総合健診の拡充、健診メニューのパッケージ化など、市民が受診しやすい環境整備や未受診者への個別受診勧奨に取り組むほか、広報紙や地区回覧、市ホームページ等を活用した普及啓発を行うなど受診率向上に努める。 	
健康診査	II-5	健康づくりの推進	SDGs	生活習慣病の予防、 早期発見・早期治療	市民(40歳以上) ※健康診査は、生活保護受給者など特定健康診査等の受診機会がない方が対象	・健康診査の実施 ・心電図検査・貧血検査・眼底検査の実施	計画どおり	76,214	H20		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):生活習慣病の早期発見・早期治療】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・健康診査を実施することにより、生活習慣病の発症リスクが高い方について医療機関への受診を促すことができ、生活習慣病の予防、早期発見・早期治療が図られた。 <p>【②今後の取組方針:健康診査等の継続実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生活習慣病予防や早期発見・早期治療につなげていくため、引き続き、健康診査等を実施していく。 	
後期高齢者健康診査	II-5	健康づくりの推進	SDGs	高齢者の健康保持・ 増進と生活習慣病の 予防、早期発見・ 早期治療	市民(75歳以上) ※後期高齢者医療制度に加入されている方が対象	健康診査の実施	計画どおり	119,029	H20		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):生活習慣病等の発症・重症化予防】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・健康診査の受診者数は年々増加しており、糖尿病等の生活習慣病の発症予防をはじめ、生活習慣病を早期に発見し、医療につなげることで重症化の予防が図られた。 <p>【②今後の取組方針:健康診査の継続実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者の健康保持・増進と生活習慣病の予防、早期発見・早期治療のため、引き続き、保険者である栃木県後期高齢者医療広域連合と連携しながら健康診査を実施していく。 	

事業名	政策の柱 基本施策	施策名	好循環P・ 戦略事業・ SDGs	事業の目的	事業内容		事業の 進捗	R1 概算 事業費 (千円)	開始 年度	日本一 施策 事業	「①昨年度の評価(成果や課題)」と「②今後の取組方針」	見直し (予定)
					対象者・物(誰・何 に)	取組(何を)						
骨粗しょう症検診	II-5	健康づくりの推進	SDGs	骨粗しょう症の予防、早期発見・早期治療	市民(満40歳～満70歳のうち5歳ごとの節目年齢の女性が対象)	骨粗しょう症検診の実施	計画どおり	8,743	H8		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):集団健診で実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・集団健診において骨粗しょう症検診を実施することにより、骨粗しょう症の予防、早期発見・早期治療が図られた。 ・骨粗しょう症は骨折等の基礎疾患となり、高齢社会の進展によりその増加が予想されることから、早期に骨量減少者を見出し、骨粗しょう症を予防するために、受診機会の拡充が必要である。 <p>【②今後の取組方針:骨粗しょう症健診の継続実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・骨粗しょう症の予防、早期発見・早期治療のため、引き続き、骨粗しょう症検診を実施していく。 	
肝炎ウイルス検診	II-5	健康づくりの推進	SDGs	肝炎の予防、早期発見・早期治療	市民(40歳以上) ※過去に受診歴のない方が対象	肝炎ウイルス検診の実施	計画どおり	15,853	H14		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):肝炎ウイルス検診の実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・肝炎ウイルス検診を実施し、結果が陽性であった者に対して、肝炎ウイルスの感染の危険性や重症化予防に関する周知を行うとともに、医療機関での精密検査や定期検査の受診勧奨を実施したことにより、肝炎の予防、早期発見・早期治療が図られた。 <p>【②今後の取組方針:検診の重要性の周知と国の制度を活用した受診勧奨の実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・肝炎ウイルスは自覚症状がないまま進行することから、検診の重要性を周知するとともに、肝炎の予防、早期発見・早期治療のため、対象者が無料で受診できる「肝炎ウイルス検診個別受診勧奨事業」を活用し、受診勧奨に努めながら、引き続き、肝炎ウイルス検診を実施していく。 	
歯科健診	II-5	健康づくりの推進	SDGs	歯周病の予防、早期発見・早期治療	市民(満30歳～70歳のうち5歳ごとの節目年齢の方)	歯科健診の実施	計画どおり	12,283	H11		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):節目年齢における歯科健診の実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・歯科健診を実施することにより、歯周病の予防、早期発見・早期治療が図られた。 <p>【②今後の取組方針:成人期の歯周病対策の強化と健診の継続実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・歯周病の予防、早期発見・早期治療のために、引き続き、歯科健診を実施するとともに、成人期における歯周病対策の一環として、市歯科医師会と連携し、歯周病の症状などがチェックできる「口腔の健康セルフチェックシート」の活用を図るほか、かかりつけ歯科医をもつことの推奨や定期的な歯科健診の受診勧奨を進めていく。 	
歯と口の衛生推進事業 (細事業「訪問歯科診療 推進事業」含む)	II-5	健康づくりの推進	SDGs	市民の歯と口腔の健康づくりに関する意識の醸成や正しい知識の普及啓発	市民	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者よい歯の表彰式 ・歯と口の健康週間イベント ・歯と口腔の健康づくり出前講座 ・訪問歯科診療講習会 ・周知用リーフレットの配布 	計画どおり	1,588	H3		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):歯科医師会と連携した事業実施とイベントの充実】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市歯科医師会と連携し、「口腔の健康セルフチェックシート」を作成するとともに各種事業を効果的に実施したことにより、歯と口腔の健康づくりに関する意識の醸成及び正しい知識の普及が図られた。 <p>【②今後の取組方針:成人期の歯周病対策の強化】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民の歯と口腔の健康づくりに関する知識の普及啓発を図るため、成人期における歯周病対策の一環として、市歯科医師会と連携しながら、「口腔の健康セルフチェックシート」を効果的に活用することにより、歯と口腔のケアの重要性を啓発し、歯周病の早期治療や定期的な歯科健診の受診促進につなげていく。 	

事業名	政策の柱 基本施策	施策名	好循環P・ 戦略事業・ SDGs	事業の目的	事業内容		事業の 進捗	R1 概算 事業費 (千円)	開始 年度	日本一 施策 事業	「①昨年度の評価(成果や課題)」と「②今後の取組方針」	見直し (予定)
					対象者・物(誰・何 に)	取組(何を)						
後期高齢者歯科健診	II-5	健康づくりの推進	SDGs	肺炎等の疾病につ ながる口腔機能の 低下予防	市民(前年度75歳 に到達した方) ※後期高齢者医療 制度に加入されて いる方が対象	歯科健診の実施	計画どおり	2,115	H27		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):高齢者の特性を踏まえた検査内容による歯科健診の実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・後期高齢者歯科健診を実施し、歯・歯肉の状態、口腔内の衛生状態や咀嚼(そしゃく)、嚥下(えんげ)を含む口腔機能をチェックすることで、口腔機能低下や誤嚥性肺炎等の予防が図られた。 <p>【②今後の取組方針:誤嚥性肺炎等の予防のための継続実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・口腔機能低下や誤嚥性肺炎等の予防のため、引き続き、後期高齢者への歯科健診を実施していく。 	
集団健診予約受付業務 (「集団健診予約セン ター」と「集団健診予約シ ステム」の運用)	II-5	健康づくりの推進	SDGs	市民のライフスタイ ルに応じた集団健 診受付サービスの 提供	市民	「集団健診予約センター」と 「集団健診予約システム」よ る集団健診の予約受付	計画どおり	22,941	H27	独自性 先駆的	<p>【①昨年度の評価(成果や課題):集団健診予約受付サービスの提供】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「集団健診予約センター」と「集団健診予約システム」を活用することにより、集団健診の予約受付をはじめ、健診内容の問い合わせ等について対応し、市民のライフスタイルに応じた集団健診受付サービスが提供できた。 <p>【②今後の取組方針:集団健診予約受付サービスの向上】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民のライフスタイルに応じた集団健診受付サービスの提供を図るため、引き続き、関係機関との連携を図りながら予約受付業務を円滑に実施していく。 ・予約しやすい集団健診予約システムの見直しを検討し、一層の市民の利便性向上を図っていく。 	
難病患者支援事業	II-5	健康づくりの推進	SDGs	難病患者支援体制 の充実	難病患者及びその 家族		計 画 ど お り	1,038	H8		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):医療生活相談会の疾病別テーマの検討】</p> <p>医師やその他専門職による医療生活相談会を疾患群ごとに対象疾患が偏ることなく開催することにより、難病患者の支援を行うことができた。</p> <p>【②今後の取組方針:医療生活相談会の効果的な運営】</p> <p>各種疾病の病態について理解を深めるとともに、個々の病状に応じた療養の助言が得られるよう、引き続き、患者団体と連携・協力しながら、患者の幅広いニーズに対応した相談会を開催していく。</p> <p>【①昨年度の評価(成果や課題):難病対策地域協議会・難病支援検討部会の開催】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「難病対策地域協議会」において、最新の情報を伝えられるよう、今年度も作成し、難病患者支援事業について患者家族に周知できた。 ・「難病支援検討部会」において、訪問看護師やケアマネジャーを対象に情報交換会を開催したことにより、難病患者の支援の充実が図られた。 <p>【②今後の取組方針:難病対策地域協議会・難病支援検討部会の継続開催】</p> <p>地域の実情に応じた支援体制を整備するため、「難病対策地域協議会」を開催し、難病への理解促進のための市民周知など、全体の課題を共有するとともに、難病患者を支援する実務者レベルの「難病支援検討部会」において、引き続き、関係機関の連携強化、人材育成等に努める。</p>	

事業名	政策の柱 基本施策	施策名	好循環P・ 戦略事業・ SDGs	事業の目的	事業内容		事業の 進捗	R1 概算 事業費 (千円)	開始 年度	日本一 施策 事業	「①昨年度の評価(成果や課題)」と「②今後の取組方針」	見直し (予定)
					対象者・物(誰・何 に)	取組(何を)						
自殺予防・心の健康づくり 対策事業	II-5	健康づくりの推進	SDGs 戦略事業	総合的な自殺予 防・こころの健康づ くりの推進	市民	<ul style="list-style-type: none"> ・宇都宮市自殺対策ネット ワーク会議の開催 ・人材養成事業(ゲートキー パー研修会) ・こころの健康づくり研修会の 開催 ・普及啓発活動(自殺予防週 間や自殺対策強化月間にお ける街頭啓発活動、パネル 展の実施、広報紙への記事 掲載) ・メンタルヘルス相談啓発事 業(50歳男性対象) ・働く人のこころの健康づくり (小規模事業所で働く人を対 象とした心の健康に関する リーフレットの作成・配布) 	計画 どおり	2,882	H19	除外	<p>【①昨年度の評価(成果や課題)】:総合的な自殺対策の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本市の実状に応じた自殺対策計画を策定したことで、総合的な自殺予防・こころの健康づくりの推進が図られた。 ・本市の自殺者数は、20代になると大幅に増加し、20代から50代の働く世代が多いなど、依然として自殺に追い込まれている市民がいることから、更なる自殺者数の減少に向けて取り組まなければならない。 <p>【②今後の取組方針】:対象に応じた自殺対策の推進</p> <p>自殺予防・こころの健康づくりの更なる推進のために、これまでの取り組みに加え自殺者数の多い20代から50代の働く世代の自殺者数の減少を目指し、若年層を対象に「大学・専門学校生等」、「大学・専門学校教職員」向けのゲートキーパー研修会を開催するほか、SNS相談を掲載したリーフレットを配布する。また、働く世代を対象に地域職域連携推進協議会と連携し、「事業所向けこころの健康づくり研修会」及び「事業所向けこころの健康づくり研修会」を開催していく。</p>	
こころの健康づくり講座及 び広報紙掲載	II-5	健康づくりの推進	SDGs	こころの健康づくりに 関する正しい知識の普及啓発	市民	<ul style="list-style-type: none"> ・広報紙掲載:精神科医師等 が精神保健に関するテーマ で執筆し、広報紙に掲載する (3回/年)。 ・講座の開催:広報紙に執筆 した医師等が、同じテーマで 講座を開催し、より具体的に 知識の普及啓発を行う(3回 /年) 	計画 どおり	271	H8		<p>【①昨年度の評価(成果や課題)】:こころの健康づくり講座の参加者数の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・統合失調症、うつ病、アルコール・睡眠のテーマで広報紙掲載及び講座を実施したことにより、精神障がい者に対する偏見や差別を解消するとともに、こころの健康づくりに関する正しい知識の普及啓発を図られた。 <p>【②今後の取組方針】:こころの健康づくり講座の効果的な開催</p> <ul style="list-style-type: none"> ・こころの健康づくりに関する正しい知識の普及啓発を図るため、こころの健康づくり講座について、多くの市民が参加意欲を持てるよう、テーマの組み合わせを工夫するとともに、参加しやすい会場の設定など、効果的な方法を検討しながら引き続き、開催していく。 ・また、精神科・心療内科のある医療機関や開催会場周辺の連合自治会への周知など、新たな周知方法を検討する。 	
精神障がい者家族支援 事業 (事例検討会、成年後見 制度利用支援事業を含 む)	II-5	健康づくりの推進	SDGs	精神障がい者への 理解促進	精神障がい者を抱 える家族	<ul style="list-style-type: none"> ・宇都宮精神保健福祉会へ 委託事業による普及啓発活 動・相談業務、家族会の開催 ・精神保健家族教室の開催 ・事例検討会 ・成年後見制度市長申立 	計画 どおり	1,691	H8		<p>【①昨年度の評価(成果や課題)】:精神保健福祉会による相談業務の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・精神保健福祉会における相談や普及啓発活動については、や精神障がい者やその家族に対する偏見や差別化の解消が図られるよう様々な機会を通じて普及啓発を実施したことにより、精神障がい者を抱える家族の活動や精神障がい者への理解について広く周知が図られた。 <p>【②今後の取組方針】:精神保健福祉会による啓発活動に併せた相談業務の周知</p> <ul style="list-style-type: none"> ・精神障がい者を抱える家族への理解促進を図るため、引き続き、精神保健福祉会による相談事業や普及啓発活動を行うとともに、普及啓発活動の際に、併せて相談会や家族教室の事業を周知し、相談者数や教室参加者数の増加を図る。 ・精神保健福祉会の運営に当たっては、会が主体的に運営できるよう側面的支援を行っていくとともに、精神障がい者の困難事例が生じた場合は、随時事例検討会を開催し、関係機関と連携した支援を実施していく。 	

事業名	政策の柱 基本施策	施策名	好循環P・ 戦略事業・ SDGs	事業の目的	事業内容		事業の 進捗	R1 概算 事業費 (千円)	開始 年度	日本一 施策 事業	「①昨年度の評価(成果や課題)」と「②今後の取組方針」	見直し (予定)
					対象者・物(誰・何 に)	取組(何を)						
アルコールに関する健康 教育	Ⅱ-5	1 健康づくりの推進	SDGs	未成年者の飲酒防 止	小中学生とその保 護者	・小中学校の児童生徒を対象に、希望する学校で出前講座として健康教育を実施 ・家庭でも保護者と一緒に話し合えるようリーフレットを配布	計画 どおり	100	H16		【①昨年度の評価(成果や課題):アルコールに関する健康教育の実施】 ・アルコールに関する出前講座を7校で実施するとともに、全対象者にリーフレットを配布したことにより、未成年者の飲酒防止が図られた。 【②今後の取組方針:アルコールに関する健康教育の継続実施】 ・未成年者の飲酒防止を図るために、引き続き、未成年者及び保護者に対するアルコールに関する正しい知識の普及啓発を実施していく。	
アルコール関連相談事業	Ⅱ-5	健康づくりの推進	SDGs	アルコールに関する正しい知識の普及啓発	アルコール依存症などのアルコール関連問題を抱える市民やその家族等	・宇都宮断酒会への委託事業(相談・普及啓発活動)	計画 どおり	100	H12		【①昨年度の評価(成果や課題):断酒会によるアルコール相談及び普及啓発の実施】 ・アルコールの問題を抱えていても、問題意識を持たない人や、アルコール関連問題は疾病であるという認識を持っていない人もいることから断酒会による相談会や市民ホールにおけるパネル展を開催することで、アルコールに関する正しい知識の普及啓発が図られた。 【②今後の取組方針:断酒会によるアルコール相談及び普及啓発の継続実施】 ・アルコール依存症など、酒害者の救済と社会復帰には長期的な支援が必要であることから、アルコールに関する正しい知識の普及啓発のために、引き続き、断酒会による相談会を継続して実施する。また、アルコール関連問題啓発週間(11月10日～16日)を活用し、普及啓発活動を実施する。	
エイズ予防普及啓発推進 事業	Ⅱ-5	健康づくりの推進	SDGs	エイズに関する正しい知識の普及啓発	市民(特に、中学生・高校生及び10～30代の若者)	①学校におけるエイズ教育の実施、②世界エイズデー関連事業の実施、③常設エイズコーナーの設置、④市広報紙による定例的記事掲載、⑤その他関連図書・啓発ビデオ・パネル等教育教材の貸し出し、パンフレットの提供	計画どおり	469	H8		【①昨年度の評価(成果や課題):出前講座・啓発物品の配布】 ・中学校等において出前講座を実施したほか、世界エイズデーにあわせて、リーフレット入りクリアファイルを作成し、11月24日の宇都宮大学の峯ヶ丘祭において880枚配布することで、正しい知識の普及啓発が図れた。 【②今後の取組方針:若い世代へ周知啓発の実施】 ・今後とも、エイズ予防教育を実施する学校と連携を図り、対象者の特性に合わせた予防教育を実施するとともに、地域や学校における性教育、思春期教育を担当する者等に対し、エイズ予防等について正しい知識の習得等を目的として、エイズ対策従事者研修会を継続して実施する。また、10～30歳代の若者を対象に、出前講座や世界エイズデーにあわせた啓発物品の配布等の啓発活動を大学や企業と連携して引き続き実施する。	
エイズ・性感染症等検査 相談事業	Ⅱ-5	健康づくりの推進	SDGs	エイズ及び性感染症等のまん延防止	感染の可能性があり、心配または不安を持っている人	広報紙等による周知に応じて来所した相談者に対して、検査・相談を実施する。	計画どおり	1,192	H8		【①昨年度の評価(成果や課題):受検者の減少】 ・受検者数が、平成30年度と比べてHIV検査86人、梅毒検査67人、クラミジア検査59人、B型肝炎検査56人、C型肝炎検査28人減少した。令和元年度は、新型コロナウイルス感染症が流行し、感染拡大を防止するため、規模を縮小して検査を実施した。そのため、受検者数が前年度より減少したと考えられる。 【②今後の取組方針:検査・相談及び普及啓発の実施】 ・保健所(水曜日実施)及び保健センター(毎月第4日曜日)において検査・相談を引き続き実施するとともに、広報紙やホームページ等を通じて市民に広く検査相談の機会の周知を行う。また、受検者に対して、感染予防等に関する知識の普及啓発を継続して実施していく。	

事業名	政策の柱 基本施策	施策名	好循環P・ 戦略事業・ SDGs	事業の目的	事業内容		事業の 進捗	R1 概算 事業費 (千円)	開始 年度	日本一 施策 事業	「①昨年度の評価(成果や課題)」と「②今後の取組方針」	見直し (予定)
					対象者・物(誰・何 に)	取組(何を)						
結核患者登録管理	II-5	健康づくりの推進	SDGs	結核発生状況の把握と保健指導の実施	市民	医療機関と連携を図り、結核患者の速やかな登録管理を行う。また適切な医療が受けられるよう患者の早期発見・早期治療の促進及び保健指導を実施する。	計画 どおり	244	H8		<p>【①昨年度の評価(成果や課題)】:速やかな登録管理と保健指導の実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医療機関と連携し、結核患者の速やかな登録管理に努めるとともに、患者や家族に対して保健指導を実施することにより、結核のまん延防止が図られた。また、新規登録患者の約半数を占める高齢者に対し、早期発見を目的とした、健診受診率向上のための普及啓発を実施した。 ・外国出生者の占める割合が年々増加しており、早期発見・早期治療につなげていなければならないとともに、東南アジアの結核高まん延国からの入国者については、発症時に既に多剤耐性結核である場合があり、言語障壁等による理解不足による治療中断リスクが高いことから結核のまん延防止のためにも早急な対策が必要である。 <p>【②今後の取組方針】:外国出生者の患者の早期発見・早期治療】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・外国出生者の治療完遂とまん延防止のためには、患者と接触者双方の治療への理解促進が必要であることから、国際交流協会等の他機関と連携を図りながら、日本語教育機関や外国人が就業している企業などに対して普及啓発を行う。 	
結核対策特別促進事業	II-5	健康づくりの推進	SDGs	結核患者の治療完遂	治療を行っている全結核患者	結核のまん延と多剤耐性結核の発生を未然に防止するため、結核患者に確実に抗結核薬を服用させる直接服薬確認(DOTS)事業を実施する。	計画 どおり	239	H19		<p>【①昨年度の評価(成果や課題)】:結核患者における服薬支援の実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・結核の登録患者64名に対し、DOTS(直接服薬確認)を100%実施することで、結核患者への適切な服薬支援が図られた。 <p>【②結核患者における服薬支援の実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・患者の確実な治療完遂のため、医療や保健、福祉関係者等との連携を図るとともに、個々の治療中断リスクや生活状況等に応じた支援方法により、引き続き、適切な服薬支援を実施していく。 	
結核患者接触者健診事務費	II-5	健康づくりの推進	SDGs	患者の再発の早期発見、感染者の早期発見	結核患者本人、家族、接触者	保健所および委託医療機関(5医療機関、1健診機関)において、胸部エックス線検査、IGRA検査、ツベルクリン反応検査、その他必要な検査を実施する。	計画 どおり	3,748	H8		<p>【①昨年度の評価(成果や課題)】:結核患者の早期発見、まん延防止】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・患者に高齢者や外国人留学生が多いことから、高齢者施設及び日本語教育機関の学生や教員に対して大規模な接触者健診を実施したため、接触者健診における令和元年度のIGRA検査実施件数は453件となり、5件増加し、患者・感染の早期発見につながった。(H30年度448件、H29年度227件) <p>【②今後の取組方針】:結核患者管理検診および接触者健康診断の受診勧奨、実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・結核治療の終了者に対して、再発の早期発見のため、病状把握等を目的とした管理検診の受診勧奨を実施していく。また、結核のまん延を防ぐため、接触者が健診を確実に受けられるよう、個々に調整を図る。 	
私立学校・社会福祉施設定期健康診断補助金	II-5	健康づくりの推進	SDGs	結核のまん延防止	市内の私立学校等(専修学校及び各種学校を含み、修学年限が1年未満のものを除く。)	私立学校等が実施する定期健康診断の実施費に対し、補助基準額の2/3を補助する。(補助基準単価は、結核定期外健康診断国庫補助基準単価を準用)	計画 どおり	3,393	H8		<p>【①昨年度の評価(成果や課題)】:合理的な結核患者の早期発見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・リスクに応じた効率的な定期的健康診断及び接触者健診の実施と有症状時の受診を組み合わせた合理的な結核患者の早期発見のため、全ての私立学校等に対して本事業の周知を行い、26団体に対し、補助金を交付したことで、結核のまん延防止が図られた。 <p>【②今後の取組方針】:事業活用の勧奨と意識啓発】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・結核のまん延防止を図るため、健診実施状況を把握するとともに、本事業の活用を積極的に勧奨し、結核に対する理解促進を図りながら継続して実施していく。 	

事業名	政策の柱 基本施策	施策名	好循環P・ 戦略事業・ SDGs	事業の目的	事業内容		事業の 進捗	R1 概算 事業費 (千円)	開始 年度	日本一 施策 事業	「①昨年度の評価(成果や課題)」と「②今後の取組方針」	見直し (予定)
					対象者・物(誰・何 に)	取組(何を)						
風しん予防対策事業	II-5	健康づくりの推進	SDGs	先天性風しん症候群の発生予防	次のいずれかに該当する方 ①妊娠を希望する女性 ②①の配偶者などの同居者 ③風しんの抗体価が低い妊婦の配偶者などの同居者 ただし、過去に風しん抗体検査を受けた結果、十分な量の風しん抗体があることが判明し、風しんの予防接種を行う必要がないと認められる者は除く。		計画 どおり	7,023	H8		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):検査相談事業の実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成30年度から開始した医療機関における風しん抗体検査及び相談事業を引き続き実施し、1,182人に対して検査を行ったことで、先天性風しん症候群の発生予防が図られた。 <p>【②今後の取組方針:検査相談事業の継続実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・先天性風しん症候群の発生を予防するため、市内医療機関において妊娠を希望する市民等に対し、引き続き、風しん抗体検査及び相談を実施していく。 	
風しん予防接種補助金	II-5	健康づくりの推進	SDGs	先天性風しん症候群の発生予防	風しん抗体検査の結果、抗体価の低く、かつ風しんにかかったことがない方で、次のいずれかに該当する方 ①妊娠している女性の夫などの同居者 ②妊娠を予定する又は妊娠を希望する女性 ③②の女性の夫などの同居者	医療機関で実施する風しん予防接種費用のうち3,000円を助成する。	計画 どおり	1,203	H26		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):補助の実施、支払方法等の検討】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・首都圏を中心とした風しんの流行を受け、本市においては、平成30年度末に市内医療機関においても検査を受けられる体制を整え、当該医療機関において対象者に対する助成制度の周知を行ったことにより、先天性風しん症候群の発生予防を図られた。 ・補助金の手続きの簡素化やワクチン代に見合う金額について検討が必要である。 <p>【②今後の取組方針:補助の継続実施、支払方法等の検討】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・風しんの妊婦への感染を防ぎ、先天性風しん症候群の発生を予防するために、抗体価が低い者に対し、予防接種に要する費用の助成を継続して実施する。また、支払い手続きや適正な補助金額について引き続き検討していく。 	
幼児インフルエンザ予防接種補助事業	II-5	健康づくりの推進	SDGs	インフルエンザのまん延防止と保護者のインフルエンザに対する予防行動の動機付け	市内に住民登録のある1歳以上2歳未満の者	医療機関で実施するインフルエンザ予防接種費用のうち1回当たり1,000円(上限2回)を助成する。	計画 どおり	5,963	H17		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):広報紙による周知】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・インフルエンザの予防接種補助について、広報紙で市民に対する周知を行い、接種率は平成30年度を上回ったことから、インフルエンザのまん延防止が図られた。 <p>【②今後の取組方針:適切な時期に周知し、継続実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今後とも、当該事業が、保護者の感染症に対する予防行動の動機付けや、子育て支援の一助となるよう、広報紙などを通じて適切な時期に周知しながら実施する。 	
骨髄移植者等再接種費用補助事業	II-5	健康づくりの推進	SDGs	骨髄移植等により再接種が必要になった方に対し、接種費用を助成することで、感染症の発生・まん延を防止し、子育てに係る負担の軽減を図る	骨髄移植等により接種済みの予防接種の効果が期待できず、改めて予防接種を受ける必要がある者	予防接種に要した費用又は定期接種の市負担額のいずれか低い額を助成する。	計画 どおり	91	H30		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):補助の実施、対象者への周知】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・骨髄移植者等再接種費用補助について、平成30年8月に事業を開始し、令和元年度においては、申請を4件受け付けたことで、感染症の発生・まん延防止が図られた。 ・広く市民に制度を周知するため、その方法を検討する必要がある。 <p>【②今後の取組方針:今後の取組方針:対象者に対する周知】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今後とも、広く市民に制度を周知するため、ホームページや広報紙を通じて周知を行うとともに、県内で骨髄移植等を実施している大学病院や骨髄バンクなどに依頼し、対象となる方へのチラシの配布を行っていく。 	

事業名	政策の柱 基本施策	施策名	好循環P・ 戦略事業・ SDGs	事業の目的	事業内容		事業の 進捗	R1 概算 事業費 (千円)	開始 年度	日本一 施策 事業	「①昨年度の評価(成果や課題)」と「②今後の取組方針」	見直し (予定)
					対象者・物(誰・何 に)	取組(何を)						
予防接種運営費	II-5	健康づくりの推進	SDGs	疾病の発生予防及びまん延の防止	乳幼児(0歳～7歳6か月) 児童・生徒(9歳～高校1年生相当) 65歳以上の高齢者及び60歳～64歳の身体障害者手帳1級程度の者 昭和37年4月2日から昭和54年4月1日生まれの男性	予防接種法に基づく下記の定期予防接種を委託医療機関において実施する。 ・B型肝炎、ヒブ、小児用肺炎球菌、四種混合、三種混合、不活化ポリオ、二種混合、BCG、水痘、麻しん風しん混合(乳幼児)、麻しん(乳幼児)、風しん(乳幼児)、日本脳炎、子宮頸がん、高齢者肺炎球菌、高齢者インフルエンザ風しん抗体検査及び予防接種(成人男性)	計画どおり	1,497.812	S24	<p>【①昨年度の評価(成果や課題):対象者への個別通知などの接種・受検動奨の実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者肺炎球菌については、5歳刻み(70歳、75歳、…)の者を対象とする経過措置が5年間延長されたことから、それまでの個別の案内や広報紙等での周知に加え、自治会回覧を行うことで、疾病の発生予防及びまん延の防止が図られた。 ・成人男性を対象とした風しん抗体検査及び予防接種については、全国に先駆けて対象者に対するクーポン券の送付を行うことで、疾病の発生予防及びまん延防止が図られた。 <p>②【今後の取組方針:対象者への個別通知などの接種・受検動奨の継続実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今後とも、定期予防接種対象者全員が接種できるよう周知啓発に努めるとともに、麻しん及び風しんの特に接種率の低い第2期対象者に対し、積極的な接種動奨を実施する。 ・厚生労働省の通知に基づき、引き続き、日本脳炎の特例措置対象者等への接種動奨を実施する。 ・高齢者肺炎球菌について、平成30年度までの5年間に限り実施するとされていた5歳刻み(70歳、75歳、…)の者を対象とする経過措置が、5年間延長されることから、対象者にお知らせのハガキを送付するとともに、市内医療機関等と連携し、対象者に対する周知を徹底していく。 ・平成31年度から新たに追加となった成人男性を対象とした風しん抗体検査及び予防接種について、対象者に対しあらゆる機会を捉えて周知を行っていく。 ・令和2年10月から新たにロタが定期接種化されることから、対象者等に対する周知を行っていく。 		
市外予防接種受診者補助事業	II-5	健康づくりの推進	SDGs	疾病の発生予防及びまん延の防止	宇都宮市に住民登録があり、法定の予防接種を委託医療機関以外の市外の医療機関で接種せざるを得ない者	申請に基づき、予防接種に係る費用の一部又は全部を助成する。	計画どおり	6,790	H14	<p>②【今後の取組方針:補助事業の実施】</p> <p>市民の受益の公平性、予防接種の接種率の向上の観点を踏まえながら、申請者に対する助成を実施することで、疾病の発生予防及びまん延の防止が図られた。</p> <p>②【今後の取組方針:補助事業の継続実施】</p> <p>市民の受益の公平性、予防接種の接種率の向上の観点を踏まえながら、継続して実施していく。</p>		
被爆者健康診断	II-5	健康づくりの推進	SDGs	被爆者の健康保持・増進	原子爆弾被爆者の援護に関する法律に基づく原子爆弾被害者	健康診断(定期健康診断(一般検査:年2回)、希望による健康診断(一般検査・がん検診)、精密検査を実施する。	計画どおり	500	H8	<p>②【今後の取組方針:対象者に対する健診の実施】</p> <p>健診を希望する対象者に対し、健診を実施することで、健康保持・増進が図られた。</p> <p>②【今後の取組方針:健康診断の受診動奨、受診しやすい環境の整備】</p> <p>今後とも、被爆者の健康保持・増進のため、対象者に対する案内通知等を通して健康診断周知を行うとともに、対象者の要望に応じて健診実施医療機関を増やし、受診しやすい環境整備を図る。</p>		
骨髄移植推進事業	II-5	健康づくりの推進	SDGs	骨髄等移植の推進	骨髄バンク事業において骨髄等の提供を行った者で、当該時点において本市に住所を有し、かつ、ドナー休暇制度のない市内の事業所等に勤務する者及び当該事業所等	骨髄等の提供のための面接、通院又は入院の日数(上限7日間)に、ドナーは2万円を、事業所等は1万円を乗じて得た金額を助成する。	計画どおり	350	H29	<p>②【今後の取組方針:様々な方法での周知、骨髄バンク登録会の実施】</p> <p>本事業について、市ホームページや広報紙等を活用し、周知することにより、骨髄移植の推進が図られた。また、栃木県と連携し、市役所等における献血会の実施の際に、併せて骨髄バンク登録会を実施した。</p> <p>②【今後の取組方針:助成制度の普及啓発と助成対象者の拡大】</p> <p>今後とも、本事業の対象者及び事業所等に対して、継続的にさまざまな手法により情報発信に努め、骨髄移植に対する理解の促進と助成制度の普及啓発を図る。また、助成制度をより多くの方に利用していただき、骨髄移植を推進するため、対象者の拡大について検討していく。</p>		

事業名	政策の柱 基本施策	施策名	好循環P・ 戦略事業・ SDGs	事業の目的	事業内容		事業の 進捗	R1 概算 事業費 (千円)	開始 年度	日本一 施策 事業	「①昨年度の評価(成果や課題)」と「②今後の取組方針」	見直し (予定)
					対象者・物(誰・何 に)	取組(何を)						
老人福祉施設整備費等補助金	Ⅱ-6	支え合いによる高齢者の日常生活の充実		老人福祉施設の整備促進	市内で老人福祉施設の整備を行う法人	施設整備及び開設準備に要する費用の一部助成	計画どおり	256,500	H9		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):整備計画の進行管理】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第7期介護保険事業計画(平成30年～令和2年度)における平成31年度の整備計画100分について、60床(新設)について完了した。40床(増設)について着工した。 <p>【②今後の取組方針:計画的かつ着実な整備促進】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・計画的かつ着実な整備促進を図るため、施設整備について適切な進行管理を行っていく。 	
老人福祉施設小規模整備費補助金	Ⅱ-6	支え合いによる高齢者の日常生活の充実		老人福祉施設の整備促進	市内で老人福祉施設を運営する社会福祉法人	老人福祉施設の小規模整備費の一部助成	計画どおり	161	H9		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):実態に合わせた見直し】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国庫補助の対象とならない少額の施設整備について、社会福祉法人に補助する制度であり、対象を実態に合わせ災害発生時の対応の補助とし事業とする見直しを図り、令和2年度より適用する。(令和元年度は台風19号発生時の災害対応:1件) <p>【②今後の取組方針:災害時の対応での継続】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害発生時への対応として、事業を継続していく。 	縮小
介護施設整備費等補助金	Ⅱ-6	支え合いによる高齢者の日常生活の充実		地域密着型サービス事業所の整備促進	市内で地域密着型サービス事業所の整備を行う法人	施設整備及び開設準備に要する費用の一部助成	計画どおり	72,532	H19	独自性	<p>【①昨年度の評価(成果や課題):応募事業者増に向けた取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第7期宇都宮市介護保険事業計画期間内での整備を目指し、公募に係る周知期間の延長や、各事業所に対する個別の通知を行うとともに、定期巡回・随時対応型訪問介護看護の一部業務委託を認めるなど、事業者からの応募促進に向けた改善に取り組み、再公募を実施した。 <p>【②今後の取組方針:整備事業者の選定、計画的かつ着実な整備促進】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・計画的かつ着実な整備促進を図るため、施設整備について適切な進行管理を行うとともに、第8期宇都宮市介護保険事業計画の策定を見据え、事業者からの応募を促進する取組について検討を進めていく。 	
在宅医療・介護連携推進事業	Ⅱ-6	地域包括ケアシステムの構築・推進	好循環P 戦略事業	医療・介護・福祉が連携した地域療養支援体制の推進	医療・介護従事者、市民	在宅療養を担う多職種が連携する仕組みづくりや医療・介護従事者の資質向上に向けた研修の実施、在宅療養に関する市民への普及啓発	計画どおり	23,211	H25		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):在宅取りに関する取組の強化等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・厚生労働省がアドバンス・ケア・プランニングの愛称を「人生会議」としたことを受け、広報紙への掲載や出前講座・市民公開講座の開催などにより、在宅療養や看取りに関する正しい知識の普及啓発を図った。 ・医療と介護の更なる連携強化を図るため、市医師会などの関係団体が参画する地域包括ケア推進会議(地域療養支援部会)において検討を重ねながら、入院時の情報提供の方法等をルール化した「入院支援手順書」を改訂した。 <p>【②今後の取組方針:在宅療養の更なる推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者が、いつまでも安心して在宅において療養生活を送ることができるよう、これまでに作成した在宅療養パンフレットを活用しながら、市民啓発を継続的に実施するとともに、在宅療養に必要な高齢者の筋力維持につながる「栄養改善」をテーマとする新たな在宅療養パンフレットを作成・配布していく。 ・医療、介護、福祉が連携した在宅療養体制を推進するため、医療・介護連携ツールの一つである「地域包括資源検索サイト」に、既に掲載している医療や介護などのフォーマルサービスの情報に加え、地域サロンなどのインフォーマルな地域資源情報についても掲載していく。 	拡大

事業名	政策の柱 基本施策	施策名	好循環P・ 戦略事業・ SDGs	事業の目的	事業内容		事業の 進捗	R1 概算 事業費 (千円)	開始 年度	日本一 施策 事業	「①昨年度の評価(成果や課題)」と「②今後の取組方針」	見直し (予定)
					対象者・物(誰・何 に)	取組(何を)						
みやシニア活動センター 事業	Ⅱ-6	高齢者の生きがいづくり の推進		高齢者のニーズに 応じたライフスタイル づくりを支援	シニア世代	総合相談、企画事業(定期講 座・講演会等)、ネットワー ク会議等の実施	計画 どおり	1,615	H20		【①昨年度の評価(成果や課題):既存講座の充実】 ・ライフプラン支援講座について、テーマを4つに分けて分かりやすい講座内容 としたことにより、受講者数が前年度比3.4倍に増加した。 ・市内在住の栃木県シニアサポーター(3名)について、地域デビュー講座の企 画・運営への参画をはじめ、講座の講師を担ってもらうなど、連携推進を図った。 【②今後の取組方針:講座の充実と関係機関・団体等との連携】 ・高齢者のニーズに応じたライフスタイルづくりを推進するため、栃木県シニアサ ポーターを増員し、講座の企画・運営などにおける活動が効果的に行われるよう 支援することにより講座の充実を図る。 ・ハローワーク宇都宮やまちづくりセンター、生涯学習センター、ボランティアセ ンターなどの関係機関・団体等との連携を図りながら、センター事業の充実に取り 組んでいく。	改善
高齢者等地域活動支援 ポイント事業	Ⅱ-6	高齢者の生きがいづくり の推進	SDGs	高齢者の社会参加 や健康づくり、生き がいづくり	60歳以上の高齢者	高齢者等が取り組む「地域貢 献活動」や「健康づくり活動」 に対しポイントを付与し、貯め たポイントを介護保険料の納 付やバスカード等の活動奨 励物品などと交換する。	計画 どおり	30,059	H26		【①昨年度の評価(成果や課題):ポイント交換物品の充実等による登録者数の 増】 ・ポイント交換物品に市有施設の回数券等を追加し、事業の充実を図ることなど により、登録者数の増加につなげることができた。 【②今後の取組方針:参加促進に向けた事業の充実】 ・事業への参加促進を図るため、令和2年度よりポイント交換物品に大谷資料館 の入場券を追加するとともに、3年連続50ポイントを獲得した参加者を対象とし た「認定証」の発行を行う。	
高齢者外出支援事業	Ⅱ-6	高齢者の生きがいづくり の推進	好循環P SDGs	高齢者の外出支援 の充実	年度内に70歳以上 になる高齢者	年度に1回の5,000円相当の バス乗車券等の交付(1,000 円又は2,000円の自己負担あり)	計画 どおり	117,621	H15		【①昨年度の評価(成果や課題):地域内交通の整備に合わせた事業の追加】 ・令和元年度より、姿川地区の地域内交通の回数乗車券を追加することにより 利用者数が増加し、高齢者の外出支援の充実につなげることができた。 ・高齢者の更なる外出の促進や健康づくりの推進を図るため、事業内容の見直 しについて検討する必要がある。 【②今後の取組方針:事業の拡充とICカード導入に向けた検討】 ・高齢者の更なる外出の促進や健康づくりの推進を図るため、令和2年度よりバ スカード等の交付額を増額するとともに、健康づくりに関するパンフレットを配布 する。 ・令和3年春のバスへのICカード先行導入に向け、ICカードの機能要件や利用 方法等について、整理・検討を行っていく。	拡大
シルバー人材センター運 営費補助金	Ⅱ-6	高齢者の生きがいづくり の推進		高齢者の就労支援 の充実	公益社団法人宇都 宮市シルバー人材 センター(対象:概 ね60歳以上での健 康で働く意欲のある 高齢者)	公益社団法人シルバー人材 センターへの運営費の補助、 活動場所の提供、業務委託	計画 どおり	38,704	S55		【①昨年度の評価(成果や課題):高齢者の就労支援の充実】 ・シルバー人材センターに対する運営費の補助により、経営基盤の安定化に寄 与し、働く意欲のある高齢者の就労支援の充実につながった。 【②今後の取組方針:団体に対する補助の継続実施】 ・高齢者の就労支援の充実のため、シルバー人材センターが引き続き効果的・ 効率的な運営ができるよう、国のガイドラインを踏まえた支援・指導を行っていく。	

事業名	政策の柱 — 基本施策	施策名	好循環P・ 戦略事業・ SDGs	事業の目的	事業内容		事業の 進捗	R1 概算 事業費 (千円)	開始 年度	日本一 施策 事業	「①昨年度の評価(成果や課題)」と「②今後の取組方針」	見直し (予定)
					対象者・物(誰・何 に)	取組(何を)						
老人クラブ活動費助成事業	Ⅱ-6	高齢者の生きがいづくりの推進		交流の場や交流機会の提供	単位老人クラブ (対象:60歳以上の高齢者)	活動費への補助金の交付	計画 どおり	16,124	S39		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):会員数の減少による小規模クラブの増加】</p> <ul style="list-style-type: none"> 活動費の助成により、地域における高齢者の生きがいづくり活動につながっている。しかし近年では、一定数の新規会員は獲得しているものの、会員の高齢化等により会員数が減少し、補助金交付の対象とならない小規模クラブが増加していることから、クラブの解散防止や活動の活性化に向けた対応が必要である。 <p>【②今後の取組方針:活動に対する助成の拡大と活性化に向けた対応策の検討】</p> <ul style="list-style-type: none"> 高齢者の交流の場や交流機会を提供するため、既存クラブへの活動支援を継続するほか、会員の減少により小規模化したクラブへの助成を新たに実施するとともに、クラブの活性化に向けた具体的な対応策について、宇都宮市老人クラブ連合会と検討を進めていく。 	拡大
老人クラブ運営費助成事業	Ⅱ-6	高齢者の生きがいづくりの推進		交流の場や交流機会の提供	宇都宮市老人クラブ連合会 (対象:60歳以上の高齢者)	宇都宮市老人クラブ連合会への運営費の補助	計画 どおり	4,219	S59		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):単位老人クラブへの育成支援の充実】</p> <ul style="list-style-type: none"> 単位老人クラブへの育成支援を行う老人クラブ連合会に対して運営費の助成を行うことで、単位老人クラブ活動の充実強化が図られており、本市全域における高齢者の生きがい・健康づくりにつながっている。 <p>【②今後の取組方針:老人クラブ連合会に対する補助の継続実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> 高齢者の交流の場や交流機会を提供するため、単位老人クラブの育成・支援を行う老人クラブ連合会がより一層効果的・効率的な運営ができるよう、支援・指導を継続して行っていく。 	
長寿祝記念品贈呈事業	Ⅱ-6	高齢者の生きがいづくりの推進		高齢者への長寿祝いと高齢者福祉の理解促進	満80歳、90歳、100歳到達者、市内最高齢者	・対象者への敬老祝金の支給 ・対象者への祝詞及び記念品の贈呈	計画 どおり	97,604	H10		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):敬老祝金にかかる市民ニーズや社会情勢の把握と見直しの検討】</p> <ul style="list-style-type: none"> 国や本市が実施した高齢者意識調査等により、高齢者の敬老事業への意識や市民ニーズを検証するとともに、他中核市や県内他市の状況、健康・平均寿命の延びなどの社会情勢の変化を踏まえ、見直し案の検討を行った。 <p>【②今後の取組方針:見直しの検討継続】</p> <ul style="list-style-type: none"> 高齢者の長寿祝いに相応しい事業とするため、引き続き、市民ニーズを把握しながら見直しについての検討を継続していく。 	
敬老会開催共催負担金	Ⅱ-6	高齢者の生きがいづくりの推進		高齢者への長寿祝いと高齢者福祉の理解促進	地区社会福祉協議会 (対象:75歳以上高齢者)	各地区での敬老会の開催支援、開催負担金の交付	計画 どおり	101,943	S57		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):敬老会の開催方法等に係る現状把握】</p> <ul style="list-style-type: none"> 各地区において敬老会の開催支援及び開催負担金の交付を行うことにより、高齢者への長寿祝いと高齢者福祉の理解促進を図った。 また、自治会へのアンケート調査を行い、敬老会の開催方法等の現状を把握した。 <p>【②今後の取組方針:共催者である地区社会福祉協議会の負担軽減策の検討】</p> <ul style="list-style-type: none"> 敬老会の共催者である地区社会福祉協議会の負担軽減を図るため、アンケート結果やまちづくり懇談会などから導出された意見を踏まえ、敬老会対象者名簿の作成作業について、市からの名簿の提供方法等について検討していく。 	改善
生きがいづくり推進事業派遣事業補助金	Ⅱ-6	高齢者の生きがいづくりの推進		高齢者の生きがいづくりの促進	ねんりんピック(参加資格60歳以上)に出場する本市の栃木県代表選手	出場に係る費用の一部を補助	計画 どおり	273	H14		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):出場者に対する補助】</p> <ul style="list-style-type: none"> ねんりんピックの本市代表選手団の激励式を実施するとともに、出場に係る費用の一部を補助することにより、ねんりんピック出場の際の機運を高め、高齢者の生きがいづくりの促進が図られた。 <p>【②今後の取組方針:出場者に対する補助の継続実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> 高齢者の生きがいづくりを促進するため、引き続き、代表選手団の激励式を実施するとともに、出場に係る費用の一部を補助することにより、ねんりんピック出場の際の機運を高めていく。 	

事業名	政策の柱 基本施策	施策名	好循環P・ 戦略事業・ SDGs	事業の目的	事業内容		事業の 進捗	R1 概算 事業費 (千円)	開始 年度	日本一 施策 事業	「①昨年度の評価(成果や課題)」と「②今後の取組方針」	見直し (予定)
					対象者・物(誰・何 に)	取組(何を)						
介護予防・生活支援サービス事業	Ⅱ-6	地域包括ケアシステムの構築・推進	好循環P 戦略事業	要支援者等に対する支援の充実	生活支援の担い手として社会参加する市民 ・要支援1・2の認定者等	地域の多様な主体による生活支援を確保	計画 どおり	1,098,181	H29		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):介護予防・日常生活支援総合事業の定期的な事業評価を実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域包括支援センターやサービス提供事業者等との意見交換を行いながら、サービスの利用促進に努めるとともに、要支援者等に対するきめ細かな支援の充実を図るため、連合自治会などの関係団体も参画する地域包括ケア推進会議(生活支援部会)において、国の要綱が示す評価方法に従い、介護予防・日常生活支援総合事業の事業評価を行いながら、その効果的な実施に向けた課題の抽出や、今後の取組の方向性等を導出した。 <p>【②今後の取組方針:市民・事業者・行政が一体となったケアマネジメントの向上】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・多様な主体によるサービスの提供に向け、引き続き、養成研修の実施などにより介護人材や提供事業者を確保するとともに、要支援者等の自立支援・重度化防止を図るため、ケアプラン作成における専門職からの助言・指導などによるケアマネジャーの更なる資質向上や、適切なサービスの利用に関する市民理解を図るためのパンフレットの作成・配布に取り組んでいく。 	拡大
一般介護予防事業	Ⅱ-6	高齢者の生きがいづくりの推進		高齢者の健康づくりの充実	65歳以上の高齢者	<ul style="list-style-type: none"> ・介護予防教室の開催 ・自主グループの支援 ・3つのプロスポーツチーム(栃木SC、宇都宮プリツェン、宇都宮ブレックス)と連携し、いきいき健康教室の開催 ・リハビリテーション専門職の派遣 	計画 どおり	32,003	H29	独自性	<p>【①昨年度の評価(成果や課題):地域における自主グループリーダー支援を通しての活動の活性化】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自主グループのリーダー等に対し、グループ内で実践可能な運動や栄養に関する知識を提供するなど、自主グループ活動の活性化を図った。 ・自主グループの活動において、活動内容がマンネリ化しているグループがあるため、介護予防に関する知識を深め、住み慣れた地域で自主グループ活動を継続できるような支援が必要である。 <p>【②今後の取組方針:地域における介護予防の取組の強化】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者の健康づくりの充実のため、引き続き、地域包括支援センター、プロスポーツチーム等と連携し、身近な地域での介護予防活動の推進に取り組むとともに、自主グループに対し、効果的な運動手法の習得ができるよう、リハビリテーション専門職の派遣を通して、活動の活性化を図っていく。 ・令和2年度より、自主グループに対し、「フレイル予防「栄養(口腔機能)」への支援を強化させるため、栄養士、歯科衛生士等の専門職による支援を行い、自主グループ活動の充実を図る。 	
地域包括支援センター運営事業	Ⅱ-6	地域包括ケアシステムの構築・推進		高齢者の相談支援の充実	65歳以上の高齢者とその家族	<ul style="list-style-type: none"> ・各種相談への対応と相談内容に応じた支援 ・地域のネットワーク構築に向け、地域課題把握や解決を目的とした、地域ケア会議の開催 	計画 どおり	586,283	H18		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):地域包括支援センターの機能強化】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高齢福祉課内に設置されている基幹相談支援センターが、地域包括支援センター間の総合調整、困難事例の早期対応を支援するなど、地域包括支援センターへの後方支援を行っている。また、地域包括支援センターが継続的にその役割を果たせるよう、地域包括支援センター業務の事業評価を行い、地域包括支援センターごとの業務の状況を明らかにした。 ・上記事業評価の結果に基づき、達成できていない項目について、市と地域包括支援センターがその要因を分析し、達成に向けた支援をしていく必要がある。 <p>【②今後の取組方針:地域包括支援センターの機能強化】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今後は、更なるセンター機能の強化を図るため、引き続き、地域包括支援センターへの後方支援、研修等を通じたセンター職員のスキルアップに取り組むとともに、国の事業評価結果を基にセンターへのヒアリングを行い、評価項目の達成に向けた支援を行う。 	

事業名	政策の柱 基本施策	施策名	好循環P・ 戦略事業・ SDGs	事業の目的	事業内容		事業の 進捗	R1 概算 事業費 (千円)	開始 年度	日本一 施策 事業	「①昨年度の評価(成果や課題)」と「②今後の取組方針」	見直し (予定)
					対象者・物(誰・何 に)	取組(何を)						
ひとり暮らし高齢者等の 安心ネットワークシステム	Ⅱ-6	支え合いによる高齢者 の日常生活の充実	SDGs	地域の見守りと支 援体制の充実	65歳以上のひとり 暮らし高齢者等	・地域による見守り ・地域包括支援センターによる 安否確認	計画 どおり	ケア会議 1,960 安否確認 637	H15		<p>【①昨年度の評価(成果や課題)】:見守り対象者の把握と地域による見守りの実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・民生委員などと連携し、見守りを必要とするひとり暮らし高齢者等の適切な把握に努め、対象者に対しては、地域ケア個別会議において見守り体制等について話し合い、地域による見守りや地域包括支援センターによる安否確認を実施したことにより、支援体制の充実が図られた。 <p>【②今後の取組方針:見守り対象者の把握と地域による見守りの実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者に対する地域の見守り等の支援を充実するため、引き続き、民生委員と連携し対象者の把握に努めるとともに、民生委員や地域包括支援センターと連携し、地域の実情や対象者の状況に応じた見守りを実施していく。 	
成年後見制度(高齢者)	Ⅱ-6	支え合いによる高齢者 の日常生活の充実		高齢者の権利擁護 事業の推進	認知症等により判 断能力が十分でない 高齢者、もしくは 親族等	成年後見制度の利用に向けた 支援及び周知・啓発	計画 どおり	1,126	H14		<p>【①昨年度の評価(成果や課題)】:成年後見制度の周知・啓発と利用に向けた支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・パンフレット、出前講座などによる成年後見制度の利用に向けた支援及び周知啓発を行うことにより、制度の理解促進が図られたほか、地域包括支援センターによる地域ケア個別会議において、成年後見制度の利用につなげ、更に必要に応じて適切に市長申立を行うことで、高齢者の権利擁護が図られた。 <p>【②今後の取組方針:関係機関との連携強化】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者の権利擁護事業を推進するため、引き続き、制度の周知・理解促進を行うとともに、県や家庭裁判所等との連携を図りながら制度利用に向けた支援を行う。 	
高齢者虐待防止事業	Ⅱ-6	支え合いによる高齢者 の日常生活の充実		在宅高齢者への虐 待防止対策の強化	高齢者、養護者等	・高齢者虐待防止のための 周知・啓発 ・虐待をうけている高齢者への 支援	計画 どおり	0	H18		<p>【①昨年度の評価(成果や課題)】:高齢者虐待防止の啓発と迅速な支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「虐待・DV連携対策会議」、「ひとり暮らし高齢者の訪問調査」説明会などを活用し、高齢者虐待を防止するための周知・啓発に取り組むとともに、高齢者虐待の通報を受けた場合には、事実の確認や施設入所に繋げるなど、迅速な対応に努め、虐待を受けた高齢者や養護者の支援を図った。 <p>【②今後の取組方針:マニュアルの改訂と関係機関との連携強化】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・在宅高齢者への虐待の防止や迅速な対応を図るため、高齢者虐待の身近な相談窓口である地域包括支援センターの周知啓発を引き続き図っていく。 ・本市の「高齢者の虐待防止、高齢者の養護者に対する支援マニュアル」を改訂し、関係機関に配布するとともに、対応職員向けの研修会を実施し、迅速に適切な支援が行えるよう関係機関との連携強化を図っていく。 	
高齢者等ホームサポート 事業	Ⅱ-6	支え合いによる高齢者 の日常生活の充実		高齢者等の在宅に おける自立支援	生活保護・所得税 非課税世帯で、介 護保険の認定を受け ている65歳以上 の高齢者、障がい 者及びこれに準ず る者で構成される 世帯の当該高齢者 等	軽易な日常生活の支援を通 常の1割の料金で提供	計画 どおり	12,882	H14		<p>【①昨年度の評価(成果や課題)】:事業周知と適正なサービスの提供】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・受託者や地域包括支援センターと連携を図りながら、事業の周知や適正なサービス提供に努めたことにより、在宅高齢者の自立支援が図られた。 <p>【②今後の取組方針:事業周知と適正なサービス提供の継続実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・在宅高齢者の自立支援のため、引き続き、受託者等と連携を図りながら、事業の周知を実施するとともに、支援が必要な高齢者に対して適正なサービスを提供していく。 	
高齢者無料入浴券交付 事業	Ⅱ-6	支え合いによる高齢者 の日常生活の充実		高齢者の保健衛生 と健康保持	自宅に入浴施設が ない70歳以上の高 齢者	無料入浴券の交付(年間最 高60枚)	計画 どおり	1,079	S50		<p>【①昨年度の評価(成果や課題)】:事業周知と適正なサービスの提供】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実施公衆浴場や民生委員と連携による事業周知を行いながら、自宅に入浴施設がない高齢者へ入浴券を交付したことにより、高齢者の保健衛生と健康保持が図られた。 <p>【②今後の取組方針:事業周知と適正なサービス提供の継続実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者の保健衛生と健康保持のため、引き続き、実施公衆浴場等との連携を図りながら事業の周知を行い、必要な高齢者にサービスを提供していく。 	

事業名	政策の柱 基本施策	施策名	好循環P・ 戦略事業・ SDGs	事業の目的	事業内容		事業の 進捗	R1 概算 事業費 (千円)	開始 年度	日本一 施策 事業	「①昨年度の評価(成果や課題)」と「②今後の取組方針」	見直し (予定)
					対象者・物(誰・何 に)	取組(何を)						
福祉入浴援助事業補助	Ⅱ-6	支え合いによる高齢者の日常生活の充実		高齢者の閉じこもり防止や交流機会の拡大	概ね65歳以上の虚弱な高齢者等に対し、福祉入浴を実施する公衆浴場経営者	福祉入浴援助事業を行う公衆浴場経営者への運営費の補助	計画どおり	1,080	H9		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):福祉入浴援助事業補助の実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> 実施公衆浴場の運営費を補助したことにより、高齢者の閉じこもり防止や交流機会の拡大につながった。 <p>【②今後の取組方針:福祉入浴援助事業補助の継続実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> 高齢者の閉じこもり防止や交流機会の拡大を図るため、引き続き、実施公衆浴場へ運営費を補助していく。 	
緊急通報システム	Ⅱ-6	支え合いによる高齢者の日常生活の充実		高齢者の緊急時の対応と通常時の健康相談等の提供	在宅の概ね65歳以上の虚弱なひとり暮らし等高齢者等	緊急通報装置を設置し、緊急時には消防への通報を行うとともに、日常時は健康相談・安否確認等を行う。	計画どおり	18,822	H元		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):緊急通報システムの設置及び適正なサービスの提供】</p> <ul style="list-style-type: none"> 緊急通報装置を設置することにより、ひとり暮らし高齢者等に対する緊急時の対応や日常的な相談、定期的な状況確認につながった。 <p>【②今後の取組方針:適正なサービス提供の継続実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> ひとり暮らし等高齢者の安全確保を図るため、引き続き、緊急通報装置を設置していく。 	
日常生活用具給付貸与事業	Ⅱ-6	支え合いによる高齢者の日常生活の充実		高齢者のニーズに応じた福祉サービスの提供	概ね65歳以上の在宅の高齢者(所得制限又は自己負担あり)	日常生活用具(火災警報器、自動消火器、電磁調理器、老人用電話、シルバーカー、補聴器)の給付・貸与	計画どおり	1,260	S47		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):事業周知と適正なサービス提供】</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域包括支援センターと連携を図りながら事業の周知や日常生活用具の給付等により、在宅高齢者の日常生活の充実につながった。 <p>【②今後の取組方針:事業周知と適正なサービス提供の継続実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> 在宅高齢者が安心して自立した生活が送れるよう、引き続き、地域包括支援センター等の関係機関と連携を図りながら事業の周知を行い、必要な高齢者にサービスを提供していく。 	
はり・きゅう・マッサージ施術料の助成事業	Ⅱ-6	支え合いによる高齢者の日常生活の充実		高齢者のニーズに応じた福祉サービスの提供	70歳以上の高齢者等	年間最高18枚のはり・きゅう・マッサージ施術料助成券(1枚千円)を交付	計画どおり	62,369	H2		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):事業周知と適正なサービス提供】</p> <ul style="list-style-type: none"> 事業者と連携を図るとともに、事業周知や助成券を交付することで、高齢者の健康で自立した生活の充実につながった。 <p>【②今後の取組方針:事業周知と適正なサービス提供の継続実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> 高齢者が健康で自立した生活を送れるよう、引き続き、事業者と連携を図りながら事業の周知を行い、必要な高齢者にサービスを提供していく。 	
高齢者住宅改造補助	Ⅱ-6	支え合いによる高齢者の日常生活の充実		高齢者の多様な住まいの支援	介護保険の認定を受けている65歳以上の高齢者のいる世帯(所得制限有)	高齢者の日常生活を容易にするための既存住宅の改良工事等経費に対する一部補助	計画どおり	8,511	H6		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):他事業との連携と適正なサービス提供】</p> <ul style="list-style-type: none"> 介護保険サービス(住宅改修費支給)を補完しながら適正なサービスを提供したことにより、高齢者の在宅での自立した生活の充実につながった。 <p>【②今後の取組方針:他事業との連携と適正なサービス提供の継続実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> 低所得の高齢者が住みなれた住宅で自立した生活が継続できるよう、引き続き、介護保険サービス(住宅改修費支給)を補完しながらサービスを提供していく。 	
介護慰労金支給事業	Ⅱ-6	支え合いによる高齢者の日常生活の充実		介護者への支援	65歳以上の介護保険の要介護4・5の認定を受けた高齢者を在宅で日常的に介護している家族	介護慰労金(年額12万円)の給付	計画どおり	722	H12		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):介護慰労金支給事業の実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> 適切な事業実施により、日常的に介護している家族等の負担軽減につながった。 国の要綱改正を踏まえ、これに準じた基準に条例改正を行い、支給要件の見直しを行い、利用拡大につながった。 <p>【②今後の取組方針:介護慰労金支給事業の継続実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> 日常的に介護している家族等を支援するため、引き続き、適切に事業を実施していく。 	

事業名	政策の柱 基本施策	施策名	好循環P・ 戦略事業・ SDGs	事業の目的	事業内容		事業の 進捗	R1 概算 事業費 (千円)	開始 年度	日本一 施策 事業	「①昨年度の評価(成果や課題)」と「②今後の取組方針」	見直し (予定)
					対象者・物(誰・何 に)	取組(何を)						
老人福祉電話の設置	Ⅱ-6	支え合いによる高齢者の日常生活の充実		高齢者のニーズに応じた福祉サービスの提供	概ね65歳以上のひとり暮らしで自宅に電話のない高齢者(所得制限有)	市による設置費用、基本料金、月額500円までの通話料金の負担	計画どおり	15	S49		【①昨年度の評価(成果や課題):事業の廃止】 ・1名であった利用者が施設入所のため、本事業の利用者がいなくなり、日常生活用具給付貸与事業等の他事業で代替可能なため、令和元年度末で事業を廃止した。	廃止・ 終了
高齢者用住宅生活援助員派遣事業	Ⅱ-6	支え合いによる高齢者の日常生活の充実		高齢者の多様な住まいの支援	独立して生活が不安な60歳以上の高齢者	高齢者用住宅への生活援助員の派遣	計画どおり	14,726	H9		【①昨年度の評価(成果や課題):高齢者用住宅生活援助員派遣事業の実施】 ・高齢者用住宅に生活援助員を派遣し、定期的な安否確認等を行ったことにより、高齢者の在宅生活支援につながった。 【②今後の取組方針:高齢者用住宅生活援助員派遣事業の継続実施】 ・高齢者の在宅生活支援のため、引き続き、申込窓口である住宅課と連携し、生活援助員の派遣等を行っていく。	
食の自立支援事業(配食サービス)	Ⅱ-6	支え合いによる高齢者の日常生活の充実		高齢者の食生活の改善	食生活の改善が必要な65歳以上の高齢者	配食サービスを通じた食生活の改善	計画どおり	任意事業 12,793 総合事業 10,689	H12		【①昨年度の評価(成果や課題):食の自立支援事業の周知と実施】 ・事前アセスメントを十分行った上で、訪問介護や通所介護などのサービス等と配食サービスを組み合わせた食の自立支援事業に取り組んだことにより、高齢者の食生活の改善が図れた。 【②今後の取組方針:食の自立支援事業の継続実施】 ・高齢者の食生活の改善のため、引き続き、事業の周知を図るとともに、地域包括支援センターや事業者等の関係機関と連携し、事業を実施していく。	
高齢者短期宿泊事業	Ⅱ-6	支え合いによる高齢者の日常生活の充実		短期宿泊による在宅生活の支援	一時的に家族の援護を受けることが困難な65歳以上の要支援・介護認定を受けていない高齢者	短期宿泊による在宅生活の支援	計画どおり	1,602	H12		【①昨年度の評価(成果や課題):高齢者短期宿泊事業の周知と実施】 ・短期宿泊施設により、一時的に家族の見守りを受けることが困難な高齢者等に対し、生活の場を確保することが出来た。 【②今後の取組方針:高齢者短期宿泊事業の継続実施】 ・短期宿泊による在宅生活の支援を図るため、引き続き、事業の周知を図るとともに、事業の適正な利用につながるよう、地域包括支援センターや民生委員と連携し、事業を実施していく。	
軽費老人ホーム利用料補助金	Ⅱ-6	支え合いによる高齢者の日常生活の充実		高齢者の多様な住まいの支援	・軽費老人ホーム(ケアハウス)を設置・運営する社会福祉法人	軽費老人ホーム入所者の負担軽減を図るため利用料の一部を社会福祉法人に対して補助	計画どおり	209,180	H8		【①昨年度の評価(成果や課題):低所得高齢者等の負担軽減】 ・軽費老人ホームの運営法人に対して、入所者の利用料の補助を実施することにより、主に低所得の高齢者等の安定的な居住場所を確保するとともに、負担の軽減が図られた。 【②今後の取組方針:低所得高齢者等の負担軽減補助の継続実施】 ・高齢者等が安心して自立した生活ができる居住を確保するため、引き続き、事業を実施し、低所得の高齢者等の負担の軽減を図っていく。	
認知症総合支援事業	Ⅱ-6	支え合いによる高齢者の日常生活の充実	好循環P 戦略事業	医療・介護・福祉が連携した認知症ケア体制の充実	医療・介護等従事者、市民	・認知症初期集中支援チームの設置・稼働 ・医療・介護連携に向けた研修の実施 ・認知症サロンの推進	計画どおり	6,951	H20		【①昨年度の評価(成果や課題):認知症初期集中支援の充実】 ・医療や介護サービス等につなげていない認知症の方を対象として、地域ケア個別会議の開催や地域包括支援センターと医療機関等との連携により、医療や介護などのサービスにつなげることができた。また、認知症初期集中支援チームを編成したケースでは、認知症サポート医がチーム員として活動したことにより、親族や近隣住民などに対する症状への理解などが図られ、地域での見守りや医療・介護サービスにつなぐことができた。 【②今後の取組方針:認知症初期集中支援チームの効果的な実施】 ・初期集中支援チームの効果的・効率的な実施に向け、今後、実績を重ねていく中で、事例の詳細な分析を行い、地域包括ケア推進会議認知症対策部会の意見等を伺いながら、協議検討していく。	

事業名	政策の柱 基本施策	施策名	好循環P・ 戦略事業・ SDGs	事業の目的	事業内容		事業の 進捗	R1 概算 事業費 (千円)	開始 年度	日本一 施策 事業	「①昨年度の評価(成果や課題)」と「②今後の取組方針」	見直し (予定)
					対象者・物(誰・何 に)	取組(何を)						
認知症周知啓発事業	Ⅱ-6	支え合いによる高齢者の日常生活の充実	好循環P 戦略事業	認知症の正しい理解に向けた周知啓発の推進	市民(認知症の本人・介護者)	市民一人ひとりが認知症に対する理解を深めるための周知啓発	計画 どおり	1,157	H20		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):認知症サポーターの養成と認知症に対する理解啓発の推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> 認知症の方と接する機会が多い銀行や小売業等での認知症サポーター養成講座の開催促進に取り組み、受講者の幅を広げることができたほか、具体的な支援活動を行いたいと考えている認知症サポーターを、養成講座終了後のアンケート等により把握することができた。また、9月の認知症月間において、市民公開講座や相談会の開催、市民生活に身近な場所へのリーフレット等の設置・配布の実施により、これまで以上に市民の認知症への理解が促進できた。 <p>【②今後の取組方針:認知症サポーター養成講座の開催の充実と活動支援の実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> 市民の認知症に対する正しい理解を更に促進するため、引き続き、様々な職種や関係機関に広く働きかけ、認知症サポーター養成講座の開催の充実を図っていくほか、具体的な支援活動を希望する意欲のある認知症サポーターに対し、円滑に活動につなげるための「ステップアップ講座」を実施するなどの支援を行っていく。 	拡大
紙おむつ購入費支給事業	Ⅱ-6	支え合いによる高齢者の日常生活の充実		・介護サービスの充実 ・介護サービス利用者の負担の軽減	在宅で要介護1以上の認定を受けた紙おむつ利用者	・利用者の申請に基づき、5,500円/月を限度に紙おむつ購入費の9割、8割または7割を支給 ・支給方法…紙おむつ宅配(受領委任払い)及び償還払い	計画 どおり	161,036	H12		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):紙おむつ購入費支給事業の周知により支給件数が増加】</p> <ul style="list-style-type: none"> 広報紙等により事業周知を行い、前年度よりも償還払い、宅配方式ともに支給件数が増加するなど、介護サービス利用者の負担軽減が図れた。 <p>【②今後の取組方針:紙おむつ購入費支給事業の継続実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> 在宅の要介護者の負担軽減を図るため、引き続き、広報紙等により周知を図りながら事業を実施していく。 	
低所得者利用者負担対策事業(扶助費)	Ⅱ-6	支え合いによる高齢者の日常生活の充実		介護サービス利用者の負担の軽減	介護保険サービスの利用者負担軽減制度を適用する社会福祉法人	社会福祉法人利用者負担軽減額の一部助成	計画 どおり	1,064	H12		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):低所得者利用者負担対策事業の周知と実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> 広報紙等を活用した市民への周知やサービス利用者の認定を行うとともに、利用者負担の軽減を行った社会福祉法人への助成を実施したことにより、介護サービス利用者の負担軽減が図れた。 <p>【②今後の取組方針:低所得者利用者負担対策事業の継続実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> 介護保険サービス利用者の負担軽減のため、引き続き、低所得者が必要な介護サービスを利用することができるよう、市民に周知を図るとともに、未実施である社会福祉法人に対する事業実施の勧奨を行っていく。 	
老人福祉施設産休等代替職員雇用費補助金	Ⅱ-6	支え合いによる高齢者の日常生活の充実		介護を担う人材の支援	当該補助事業の申請可能な市内軽費老人ホーム(4施設)	老人福祉施設における代替職員の雇用費を助成	計画 どおり	0	H8		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):実績無し】</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和元年度の実績は無かったが、介護人材の不足が見込まれる中、介護を担う人材への支援は必要である。 <p>【②今後の取組方針:補助制度の継続実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> 老人福祉施設における適正なサービスを維持するため、引き続き、事業を実施していく。 	
はいかい高齢者等家族支援事業補助金	Ⅱ-6	支え合いによる高齢者の日常生活の充実		介護者への支援	はいかい高齢者等の介護者	はいかい高齢者検索システムの利用に対し、登録料及び利用料の一部を助成	計画 どおり	63	H13		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):事業の継続実施と事業内容の充実に向けた検討】</p> <ul style="list-style-type: none"> はいかいする高齢者等を介護する家族等の身体的・精神的負担の軽減を図るため、周知に努めながら事業を実施した。 更なる利用促進を図れるよう、本人が、より携行しやすい靴型機器への助成について検討する必要がある。 <p>【②今後の取組方針:利用促進のための周知】</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和2年度より新たに靴型機器への助成を開始するとともに、更なる利用促進を図るため、ケアマネージャーの研修会や出前講座などで周知していく。 	拡大

事業名	政策の柱 基本施策	施策名	好循環P・ 戦略事業・ SDGs	事業の目的	事業内容		事業の 進捗	R1 概算 事業費 (千円)	開始 年度	日本一 施策 事業	「①昨年度の評価(成果や課題)」と「②今後の取組方針」	見直し (予定)
					対象者・物(誰・何 に)	取組(何を)						
訪問看護ステーション設置促進事業	Ⅱ-6	地域包括ケアシステムの構築・推進	好循環P 戦略事業 SDGs	訪問看護ステーションの設置促進	訪問看護事業者(市内に所在し、指定を受けてから1年以内、常勤換算方法で5人以上の看護職員等の員数を配置)	訪問看護ステーションの運営費の一部を補助	計画 どおり	793	H30		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):訪問看護ステーション設置促進補助金制度の周知】</p> <ul style="list-style-type: none"> 県看護協会や県訪問看護ステーション協議会に事業説明を行うとともに、介護サービス事業所の指定を所管する関係課と連携のもと、新規開設予定事業者に補助金制度の情報提供を行った。 <p>【②今後の取組方針:訪問看護ステーションの設置促進】</p> <ul style="list-style-type: none"> 市民が安心して在宅医療を送ることができるよう、県看護協会等への事業説明に加え、医療・介護従事者向け研修の機会なども活用しながら、継続的に制度の周知を行うことにより、訪問看護ステーションの設置促進及び訪問看護師の確保を図っていく。 	
生活支援体制整備事業	Ⅱ-6	地域包括ケアシステムの構築・推進	好循環P 戦略事業 SDGs	地域における支え合い活動の充実	市民	第2層協議体及び生活支援コーディネーターを配置し、地域の課題の掘り起こしや、その解決策の検討等を実施	計画 どおり	7,485	H29		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):第2層協議体を7地区設置】</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域支え合いに関する市民公開講座や各地域における勉強会の開催のほか、各地区の第2層協議体の取組状況の共有を行う情報交換会の開催などにより、第2層協議体を設置する目的および必要性等について、市民や地域団体の理解が進み、7地区(合計19地区)において第2層協議体が設置された。 <p>【②今後の取組方針:第2層協議体の設置促進と円滑な運営】</p> <ul style="list-style-type: none"> 引き続き、地域包括支援センターや地域の関係団体などと連携し、全連合自治会圏域への第2層協議体の設置に向け、その設置目的等について周知啓発を図っていくとともに、設置地区については、支え合いの創出に向けた具体的な検討を進めるため、要支援者の把握や担い手の養成・確保に係る先進事例の紹介など、地域の実情に応じた支援を行っていく。 	
障がい者福祉施設整備費補助金	Ⅱ-7	障がい者の地域生活支援の充実		障がい福祉施設の整備促進	市内で障がい福祉施設の整備を行う社会福祉法人	施設整備に要する費用の一部助成	計画 どおり	25,200	H11		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):障害者福祉施設の基盤強化】</p> <ul style="list-style-type: none"> 計画的かつ着実な整備が行われ障害者福祉施設の基盤強化が図ることができた。 <p>【②今後の取組方針:計画的かつ着実な整備促進】</p> <ul style="list-style-type: none"> 引き続き、計画的かつ着実な整備促進を図るため、施設整備について適切な進捗管理を行っていく。 	
障がい者福祉施設小規模整備費補助金	Ⅱ-7	障がい者の地域生活支援の充実		障がい福祉施設の整備促進	市内で障がい福祉施設を運営する社会福祉法人	障がい福祉施設の小規模整備費等の一部助成	計画 どおり	0	H9		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):実態に合わせた見直し】</p> <ul style="list-style-type: none"> 国庫補助の対象とならない少額の施設整備について、社会福祉法人に対し補助する制度であり、対象を実態に合わせ災害発生時の対応の補助とし事業とする見直しを図り、令和2年度より適用する。(令和元年度実績:無し) <p>【②今後の取組方針:災害時の対応での継続】</p> <ul style="list-style-type: none"> 災害発生時への対応として、事業を継続していく。 	縮小
障がい者就労支援事業所見学会実施事業	Ⅱ-7	障がい者の社会的自立の促進		企業に対する障がい者への理解の促進	企業	ハローワークと共催により、市内の企業を対象に、障がい者就労支援事業所見学会を開催	計画より遅れ	—	H27		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):障がい者就労支援事業所への要望の集約】</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成27年度から平成30年度まで、障がい者の雇用促進のため、企業を対象に開催してきた「障がい者就労支援事業所見学会」の実施方法などについて、自立支援協議会就労支援部会において障がい者就労支援事業所等と意見交換を行い要望を集約した。 <p>【②今後の取組方針:障がい者就労支援事業所見学会の廃止】</p> <ul style="list-style-type: none"> 自立支援協議会就労支援部会における意見交換の結果、企業の働く現場を見学したため企業の見学会に変更してほしいとの要望が高かったことから、当事業について、令和元年度以降は廃止する。(企業の見学会についてはハローワークが実施していることから、本市としてはハローワークの見学会情報や求人情報を事業所に配信する支援を行う。) 	廃止・終了

事業名	政策の柱 基本施策	施策名	好循環P・ 戦略事業・ SDGs	事業の目的	事業内容		事業の 進捗	R1 概算 事業費 (千円)	開始 年度	日本一 施策 事業	「①昨年度の評価(成果や課題)」と「②今後の取組方針」	見直し (予定)
					対象者・物(誰・何 に)	取組(何を)						
障がい者就職ガイダンス 実施事業	Ⅱ-7	障がい者の社会的自立 の促進		障がい者に対する 就職につながる機 会の創出	障がい者	【第1部】ハローワークとの共 催により、企業を対象に、障 がい特性や職場において配 慮すべき点などに関する講 話を実施 【第2部】ハローワークと共催 により、市内の企業に就職を 希望する障がい者を対象に、 合同就職説明会を開催	計画どおり	10	H30		【①昨年度の評価(成果や課題)】:企業の障がい者雇用に対する理解促進や障 がい者の就業意欲の促進 ・事業の実施により、企業の障がい者雇用に対する理解促進や障がい者の就 業意欲の促進が図られ、11名の障がい者の就職につながった。 【②今後の取組方針:障がい者就職ガイダンスの継続実施】 ・障がい者の就職につながる機会を創出するために、引き続き、自立支援協議 会就労支援部会において、障がい者就労支援事業所や関係機関と意見交換を 行いながら、事業を実施していく。	
工賃向上等支援事業	Ⅱ-7	障がい者の社会的自立 の促進		障がい者の就労促 進及び工賃水準の 向上	障がい者 障がい福祉サービ ス事業所 団体等	わく・わくショップUの運営、施 設等製品の販路拡大など	計画どおり	8,921	H21		【①昨年度の評価(成果や課題)】:施設製品の販路拡大、工賃水準の向上 ・障がい福祉サービス事業所の自主製品の売上のうち、約3割が「わく・わくショッ プU」等における売上となっており、施設製品の販路拡大により平均工賃月額も 毎年増加していることから、障がい者の就労促進及び工賃水準の向上が図られ ている。(H30:17,381円、R1:18,433円) ・令和元年度から新たに「福祉的就労業務開拓・マッチング事業」を実施し、下請 け業務などの役務の開拓等を実施した結果、5件の新規受注につながった。 【②今後の取組方針:各種事業の継続実施】 ・障がい者の就労及び工賃水準の向上を図るために、引き続き、「わく・わく ショップU」の運営や事業所連絡会議の開催、「福祉的就労業務開拓・マッチング 事業」を実施していく。	
障がい者工賃ステップ アップ事業	Ⅱ-7	障がい者の社会的自立 の促進		障がい者の工賃水 準の向上	障がい福祉サービ ス事業所	事業所に経営等に関する専 門家(中小企業診断士)を派 遣し、生産活動における経営 改善を支援	計画どおり	1,073	H28		【①昨年度の評価(成果や課題)】:中小企業診断士との連携による事業の実施 ・専門家による売上と費用の分析・助言により、事業所の経営改善がなされ、工 賃水準の向上が図られた。 【②今後の取組方針:障がい者工賃ステップアップ事業の継続実施】 ・障がい者の工賃水準の向上のために、引き続き、中小企業診断士と連携し、 事業所ニーズに応じた支援を行っていく。	
奉仕員等養成事業	Ⅱ-7	障がい者の社会的自立 の促進		身体障がい者への 日常生活支援及び 社会参加の促進	各種奉仕員 通訳者等として活 動する意欲を持つ 市民	講座の実施	計画どおり	1,827	H15		【①昨年度の評価(成果や課題)】:各種奉仕員等の人材育成 ・手話奉仕員養成講座(6講座)や手話通訳者養成講座(9講座)を実施するな ど、意思疎通支援に係る人材育成を行うことにより、聴覚障がい者等の日常生 活支援や社会参加の促進が図られた。 【②今後の取組方針:各種養成講座等の継続実施】 ・聴覚及び視覚障がい者の円滑な意思疎通を支援し、社会参加の促進等を図 るために、引き続き、各種奉仕員養成講座等を実施していく。	
意思疎通支援事業	Ⅱ-7	障がい者の社会的自立 の促進		身体障がい者への 日常生活支援及び 社会参加の促進	聴覚障がい者、及 び音声または言語 機能障がい者	手話通訳者または要約筆記 者の派遣	計画どおり	20,925	H13		【①昨年度の評価(成果や課題)】:意思疎通支援事業の実施 ・手話通訳者を延べ1,685件、要約筆記者を延べ39件派遣し、聴覚障がい者等 の日常生活支援や社会参加の促進が図られた。 【②今後の取組方針:意思疎通支援事業の継続実施】 ・聴覚、言語機能または音声機能の障がいにより、意思疎通を図ることに支障の ある障がい者の社会参加等を促進するために、引き続き、手話通訳者や要約筆 記者を派遣していく。 ・また、令和2年度から、県と協力しながら「失語症者向け意思疎通支援者養成 事業」を実施していく。	拡大

事業名	政策の柱 基本施策	施策名	好循環P・ 戦略事業・ SDGs	事業の目的	事業内容		事業の 進捗	R1 概算 事業費 (千円)	開始 年度	日本一 施策 事業	「①昨年度の評価(成果や課題)」と「②今後の取組方針」	見直し (予定)
					対象者・物(誰・何 に)	取組(何を)						
障がい者福祉バス運行事業	Ⅱ-7	障がい者の社会的自立の促進	好循環P 戦略事業	障がい者の社会参加の促進	宇都宮市に在住している障がい者及びその介護者、市内の障がい者福祉団体等	バス運行の委託	計画どおり	9,742	S54		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):障がい者の社会参加の促進】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルスの影響で利用者数、稼働率は前年度から減少したが、稼働率は約50%となっており、事業の実施により、障がい者の社会参加の促進が図られた。 <p>【②今後の取組方針:障がい者福祉バス運行事業の継続実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障がい者の社会参加を促進するために、引き続き、障がい者や障がい者団体の研修会や社会見学等の際に、車椅子の乗車が可能なリフト付福祉バスの運行事業を継続していく。 	
障がい者交通費助成事業	Ⅱ-7	障がい者の社会的自立の促進	好循環P 戦略事業	知的及び精神障がい者の社会的自立、社会参加、社会復帰の促進	知的障がい者及びその介護者、精神障がい者保健福祉手帳所持者	公共交通機関等を利用する際の助成制度	計画どおり	30,892	S50		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):交通費助成事業の実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・交通費助成事業の実施による外出機会の確保などを通じ、知的障がい者や精神障がい者の社会的自立等の促進が図られた。 <p>【②今後の取組方針:助成事業の実施及び精神障がい者の通院・通所支援の検討】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、交通費助成事業を実施し、知的障がい者及び精神障がい者の社会参加等を促進するとともに、精神障がい者への支援については、バス乗車券のIC化等への対応方法について、交通事業者や関係課等と連携し検討していく。 	
身体障がい者補助犬導入等補助事業	Ⅱ-7	障がい者の社会的自立の促進	好循環P 戦略事業	身体障がい者補助犬導入の促進	補助犬育成事業者18歳以上の在宅の身体障がい者	補助犬の育成事業者及び補助犬の導入等に要する経費	計画どおり	20	H15		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):補助犬導入等費用の一部補助の実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・補助犬の導入等に係る経費を一部助成することにより、利用者の負担軽減がなされ、補助犬の導入等の促進が図られた。 <p>【②今後の取組方針:補助犬導入及び育成等費用の一部補助の継続実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・身体障がい者補助犬の導入等を促進するために、引き続き、補助犬の育成及び導入に要する費用の一部を補助していく。 	
身体障がい者自動車運転支援事業	Ⅱ-7	障がい者の社会的自立の促進	好循環P 戦略事業	就労活動の助長促進を図るとともに、身体障がい者の日常生活や社会生活の活動範囲を拡大する。	肢体不自由の身体障がい者等	自動車改造及び運転免許取得の補助金交付	計画どおり	837	S50		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):就労等に必要自動車に係る費用の支援の実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自動車改造に係る経費の一部を補助し、自動車による外出機会を確保充実することにより、身体障がい者の就労活動の助長促進や日常生活、社会生活の活動範囲の拡大が図られた。 <p>【②今後の取組方針:自動車改造等に係る補助の継続実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障がい者の活動範囲の拡大等のために、引き続き、自動車の改造に要する経費や運転免許を取得する際に必要な経費の一部を補助していく。 	
重度障がい者タクシー料金助成事業(扶助費)	Ⅱ-7	障がい者の社会的自立の促進	好循環P 戦略事業	障がい者の生活圏拡大と社会参加の促進	身体障がい者手帳1・2級、療育手帳A(A1・A2)精神障がい者保健福祉手帳1級所持者	タクシー券の配布	計画どおり	90,962	S60		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):重度障がい者へのタクシー券の配布の実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・重度障がい者へタクシー券を配布し、タクシー利用による外出機会を確保充実することにより、障がい者の生活圏の拡大等が図られた。 <p>【②今後の取組方針:タクシー料金助成事業の継続実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公共交通機関を利用することが困難な重度障がい者の社会参加の促進のために、引き続き、タクシー料金助成事業を実施していく。 	
宇都宮市障がい者地域交流事業補助金	Ⅱ-7	障がい者の社会的自立の促進		障がい者と市民との親睦及び理解促進	宇都宮市障害者福祉会連合会	地域交流事業に対する補助	計画どおり	300	H21		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):地域交流事業実施の支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域交流事業への補助を実施することにより、地域の人たちの障がい者に対する理解促進と、障がい者と地域の人たちの交流が図られた。 <p>【②今後の取組方針:地域交流事業に対する補助の継続実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障がい者に対する理解促進や地域の人たちとの親睦が図られるようにするために、引き続き、障がい者団体が効果的な事業を実施できるようにし、地域交流を支援していく。 	

事業名	政策の柱 基本施策	施策名	好循環P・ 戦略事業・ SDGs	事業の目的	事業内容		事業の 進捗	R1 概算 事業費 (千円)	開始 年度	日本一 施策 事業	「①昨年度の評価(成果や課題)」と「②今後の取組方針」	見直し (予定)
					対象者・物(誰・何 に)	取組(何を)						
うつのみやふれあい文化祭	Ⅱ-7	障がい者の社会的自立の促進		障がい者の社会参加及び市民の理解促進	宇都宮市に在住又は通勤・通学している障がい児・者	文化祭の開催	計画どおり	318	H15		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):文化祭開催による社会参加機会の確保】</p> <ul style="list-style-type: none"> 障がい福祉サービス事業所と連携を図りながらふれあい文化祭を開催することにより、障がい者の社会参加の促進や市民の理解促進が図られた。 <p>【②今後の取組方針:文化祭の継続実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> 障がい者の文化的な発表の場を設けるとともに、来場者との交流が図られるようにするために、引き続き、新型コロナウイルス感染症対策をしながら、ふれあい文化祭を開催し、積極的な社会参加機会の確保に取り組んでいく。 	
うつのみやふれあいスポーツ大会実行委員会交付金	Ⅱ-7	障がい者の社会的自立の促進		障がい者の社会参加の促進及び体力の増強	宇都宮市内の障がい者及びその保護者	スポーツ大会の開催	計画どおり	553	H15		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):スポーツ大会の開催を支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> 障がい福祉サービス事業所と連携を図りながらふれあいスポーツ大会を開催することにより、障がい者の社会参加の促進や市民の理解促進が図られた。 <p>【②今後の取組方針:スポーツ大会開催支援の継続実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> 障がい者がスポーツを通して体力の増進と社会参加の促進のために、引き続き、新型コロナウイルス感染症対策をしながら、ふれあいスポーツ大会が開催できるよう支援し、積極的な社会参加の機会の確保に取り組んでいく。 	
わく・わくアートコンクール	Ⅱ-7	障がい者の社会的自立の促進		障がい者の文化活動支援及び市民の理解促進	宇都宮市に在住又は通勤・通学している障がい児・者	入賞作品の審査及び巡回展示会の開催	計画どおり	1,429	H22		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):コンクールの開催及び普及啓発】</p> <ul style="list-style-type: none"> 展示会場の見直しを行い市内の様々な場所(大型商業施設や病院など)で巡回展示を行うことにより、障がい者の文化活動の支援や市民の理解促進が図られた。 <p>【②今後の取組方針:コンクール等の継続実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> 広く市民に障がい者の芸術活動や障がい福祉についての理解の促進を図るために、引き続き、コンクールを開催し、巡回展示やカレンダー等の配布など普及啓発に取り組んでいく。 	
宇障連運営補助金	Ⅱ-7	障がい者の社会的自立の促進		円滑な事業実施の促進及び障がい者の在宅支援	宇都宮市障害者福祉会連合会	運営費補助	計画どおり	8,254	H15		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):団体への補助の実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> 宇障連に対して運営費の補助を行ったことにより、社会福祉事業等の円滑な実施を促進し、障がい者の在宅支援につながった。 <p>【②今後の取組方針:団体への補助の継続実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> 社会福祉事業等の円滑な実施を促進し、障がい者の在宅支援に寄与するために、引き続き、運営を補助し組織基盤の安定化を図っていく。 	
障がい者週間啓発事業	Ⅱ-7	障がい者の社会的自立の促進		障がいや障がい者に対する市民の理解促進	市民	障がいの理解促進に係る街頭啓発活動の実施	計画どおり	233	H12		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):障がいや障がい者に対する理解の促進】</p> <ul style="list-style-type: none"> 障がい者週間に合わせた街頭啓発活動を行い啓発物品を配布するほか、オンライン通りで啓発イベントを実施することにより、障がいや障がい者に対する理解の促進が図られた。 <p>【②今後の取組方針:啓発事業等の継続実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> 障がいへの理解促進を図るために、引き続き、障がい者週間に合わせた啓発事業などを実施していく。 	
盲導犬ふれあい教室	Ⅱ-7	障がい者の社会的自立の促進		障がいや障がい者に対する市民の幼少期からの理解促進	小学生	小学校において盲導犬ふれあい教室を実施	計画どおり	1,160	H11		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):小学生に対する障がいへ理解促進】</p> <ul style="list-style-type: none"> 盲導犬ふれあい教室を小学校22校(参加児童数:1,693人)で実施することにより、幼少期からの障がいへの理解促進が図られた。 <p>【②今後の取組方針:盲導犬ふれあい教室の継続実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> 小学生に対して、障がいへの更なる理解促進を図るために、引き続き、盲導犬ふれあい教室を実施していく。 	

事業名	政策の柱 基本施策	施策名	好循環P・ 戦略事業・ SDGs	事業の目的	事業内容		事業の 進捗	R1 概算 事業費 (千円)	開始 年度	日本一 施策 事業	「①昨年度の評価(成果や課題)」と「②今後の取組方針」	見直し (予定)
					対象者・物(誰・何 に)	取組(何を)						
障がい者合理的配慮促進事業	Ⅱ-7	障がい者の社会的自立の促進		障がいや障がい者への理解促進及び差別の解消	市職員 民間事業者 市民 障がい者	障がいを理由とする差別解消の取組を推進	計画どおり	303	H27	独自性	<p>【①昨年度の評価(成果や課題):職員や民間事業者等への周知・啓発等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・差別的な取り扱いの防止や合理的な配慮の提供について、新規採用職員への研修を実施したほか、合理的配慮の提供に係る周知啓発動画を障がい者週間にミヤラジ・バンパビジョンで放映することなどにより、障がいへの理解促進や差別解消が図られた。また、ヘルプマーク・ヘルプカードの周知啓発用ポスターを作成し、地区市民センターや出張所等に配布するなど、障がいへの理解促進に努めた。 ・障がい福祉課窓口のタブレット端末を利用した、手話通訳問合せ対応サービスを行うなど、更なる合理的配慮の提供に努めた。 <p>【②今後の取組方針:手話通訳問合せサービスの評価・検証】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障がいへの理解促進等を図るために、引き続き、合理的配慮の提供に係る周知啓発動画の放映等に取り組んでいくとともに、国や県の動向を踏まえながら、手話通訳問合せサービスの評価・検証を行っていく。 	
障がい者福祉ゾーン整備費(単独)	Ⅱ-7	障がい者の社会的自立の促進		障がい者の安全確保	施設を利用する障がい者(児)及び市民	障がい者福祉ゾーンの設置	計画どおり	495	H16		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):障がい者施設周辺への設置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市内の1事業所に障がい者福祉ゾーン標識2か所を新設することにより、障がい者の安全確保に資する環境の充実が図られた。 <p>【②今後の取組方針:障がい者福祉ゾーンの設置等の継続実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障がい者の安全確保のほか近隣住民や通行する市民の理解促進を図るため、引き続き、新規施設の周辺道路に「障がい者福祉ゾーン」を設置するとともに、老朽化した既存の「障がい者福祉ゾーン」の修繕に取り組んでいく。 	
自立支援協議会運営	Ⅱ-7	障がい者の地域生活支援の充実		障がい者の自立支援、就労支援等の推進及び関係者の連携促進	障がい児・者 市民	会議の運営	計画どおり	0	H20		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):全体会・各部会の開催・活用】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自立支援協議会の全体会や各部会を開催するとともに、障がい者の自立支援や就労支援、地域生活支援体制などの地域生活に係る課題の共有や関係機関との連携強化等が図られた。 <p>【②今後の取組方針:関係機関等によるネットワークの構築等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・より一層の関係機関等との連携強化を図るために、引き続き、全体会・各部会を定期的に開催し、地域の関係機関等によるネットワークの構築と、障がい者の地域生活に係る課題の共有と改善を図っていく。 	
障がい者生活支援事業	Ⅱ-7	障がい者の地域生活支援の充実		在宅障がい者の自立及び社会参加の促進	地域において生活支援を必要とする在宅障がい者及びその家族	福祉サービス等に関する相談機能を有する障がい者生活支援センターの運営	計画どおり	50,400	H18		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):相談支援の実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・総合的・専門的な相談を基幹相談支援センターで対応し、身近な場での相談支援を市内7か所の障がい者生活支援センターにおいて行うことにより、在宅障がい者等の自立や社会参加の促進が図られたが、より一層の相談支援体制の充実が必要である。 <p>【②今後の取組方針:地域における相談支援体制のあり方検討】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障がい者の相談支援体制の充実に向け、基幹相談支援センターや障がい者生活支援センターの円滑かつ効率的な運営と評価・検証を行うとともに、地域における相談支援体制について問題把握と課題整理をした上で、そのあり方について検討していく。 	

事業名	政策の柱 基本施策	施策名	好循環P・ 戦略事業・ SDGs	事業の目的	事業内容		事業の 進捗	R1 概算 事業費 (千円)	開始 年度	日本一 施策 事業	「①昨年度の評価(成果や課題)」と「②今後の取組方針」	見直し (予定)
					対象者・物(誰・何 に)	取組(何を)						
成年後見制度(障がい福祉課)	Ⅱ-7	障がい者の地域生活支援の充実		障がい者の権利及び財産の保護	成年後見制度の利用を必要とするが自ら申し立てができない知的障がい者	市長からの家庭裁判所への申立および報酬の助成	計画どおり	1,838	H18		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):虐待防止の啓発と迅速な支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・サービス事業者等に対し、虐待防止に関する周知を行うとともに、通報事業については、障がい者虐待防止センターにおいて、関係機関と連携を図りながら、事実の確認や緊急的な一時預かり(緊急一時保護事業)を実施するなど、迅速な対応に努めることにより、虐待の未然防止等が図られた。 <p>【②今後の取組方針:迅速かつ的確な対応及び周知・啓発活動の継続実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、障がい者に対する虐待の通報に対し、迅速かつ的確に対応するとともに、高齢者や児童、DV等の関係機関との情報共有や連携強化を図っていく。また、市民や障がい福祉サービス事業所に対し、虐待防止に関する周知・啓発活動に取り組んでいくとともに、「緊急一時保護事業」を活用しながら、障がい者等が養護者などからの虐待により分離が必要な際には、関係機関と連携を図りながら適切な対応に努めていく。 	
障がい者への虐待防止事業	Ⅱ-7	障がい者の地域生活支援の充実		障がい者に対する虐待の未然防止、早期発見、保護及び養護者への支援の実施	障がい児・者障がい福祉サービス事業者市民	障がい者虐待防止センターの運営、虐待防止のための周知・啓発	計画どおり	185	H24		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):虐待防止の啓発と迅速な支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・サービス事業者等に対し、虐待防止に関する周知を行うとともに、通報事業については、障がい者虐待防止センターにおいて、関係機関と連携を図りながら、事実の確認や緊急的な一時預かり(緊急一時保護事業)を実施するなど、迅速な対応に努めることにより、虐待の未然防止等が図られた。 <p>【②今後の取組方針:迅速かつ的確な対応及び周知・啓発活動の継続実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、障がい者に対する虐待の通報に対し、迅速かつ的確に対応するとともに、高齢者や児童、DV等の関係機関との情報共有や連携強化を図っていく。また、市民や障がい福祉サービス事業所に対し、虐待防止に関する周知・啓発活動に取り組んでいくとともに、「緊急一時保護事業」を活用しながら、障がい者等が養護者などからの虐待により分離が必要な際には、関係機関と連携を図りながら適切な対応に努めていく。 	
グループホーム設置費補助金	Ⅱ-7	障がい者の地域生活支援の充実		障がい者グループホームの設置促進	グループホームを運営する法人	改修費に対する補助	計画どおり	591	H15		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):補助の実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障がい者グループホームの改修費に対し補助することにより、障がい者グループホームの維持修繕が図られた。 <p>【②今後の取組方針:補助の継続実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障がい者グループホームの維持修繕を図るため、引き続き、補助事業を継続していく。 	
グループホーム設置促進事業補助金	Ⅱ-7	障がい者の地域生活支援の充実		障がい者グループホームの設置促進	新たなグループホームを運営する法人	備品購入費に対する補助	計画どおり	1,957	H27		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):補助の実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障がい者グループホームの備品購入費に対し補助することにより、障がい者グループホームの設置促進が図られた。 <p>【②今後の取組方針:補助の継続実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障がい者グループホームの設置促進を図るため、引き続き、補助事業を継続していく。 	
福祉電話等事業	Ⅱ-7	障がい者の地域生活支援の充実		相談等各種サービスの提供	自宅に加入電話を保有していない低所得世帯に属する、身体障がい者手帳2級以上の者	福祉電話の設置	計画どおり	233	S49		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):福祉電話の設置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・外出が困難な重度の障がい者に対し福祉電話を設置することにより、相談、助言、安否確認等各種のサービスの提供が図られた。 <p>【②今後の取組方針:サービス提供の継続実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・相談等各種サービスの提供のために、引き続き、設置後の利用者の状況を把握しながら、事業の継続に取り組んでいく。 	

事業名	政策の柱 — 基本施策	施策名	好循環P・ 戦略事業・ SDGs	事業の目的	事業内容		事業の 進捗	R1 概算 事業費 (千円)	開始 年度	日本一 施策 事業	「①昨年度の評価(成果や課題)」と「②今後の取組方針」	見直し (予定)
					対象者・物(誰・何 に)	取組(何を)						
重度身体障がい者住宅 改造費補助金	Ⅱ-7	障がい者の地域生活支 援の充実		重度身体障がい者 の生活環境の整備	重度身体障がい者 (児)	住宅改造費補助	計画どおり	900	S48		【①昨年度の評価(成果や課題):住宅改造経費の一部補助の実施】 ・住宅改造費の一部を補助することにより、利用者の負担軽減が図られ、重度の 身体障がい者の生活環境の整備が図られた。 【②今後の取組方針:補助の継続実施】 ・重度身体障がい者の生活環境の整備を図るために、引き続き、住宅設備を改 造する経費の一部を補助していく。	
精神通院医療費助成事 業	Ⅱ-7	障がい者の地域生活支 援の充実		精神障がい者の適 正な医療普及の促 進	自立支援医療の支 給認定を受けた者 のうち、世帯の所得 区分が低所得の区 分に認定されたも の	医療費の助成	計画どおり	38,030	H18		【①昨年度の評価(成果や課題):精神障がい者への医療費助成の実施】 ・精神通院医療に要した医療費の一部を補助することにより、利用者の負担軽 減が図られ、精神障がい者の適正な医療普及の促進が図られた。 【②今後の取組方針:医療費助成の継続実施】 ・精神障がい者が必要な医療を受けられるようにするために、引き続き、精神障 がい者の通院医療に要した医療費の一部を助成していく。	
身体障がい者手帳交付 事務	Ⅱ-7	障がい者の地域生活支 援の充実		身体障がい者手帳 の認定・交付等	身体障がい者	手帳の交付	計画どおり	—	H8		【①昨年度の評価(成果や課題):正確かつ迅速な手帳の認定・交付等の実施】 ・身体障がい者が各種サービスを利用できるよう、医師の診断書に基づき、正確 かつ適切な身体障がい者手帳の認定・交付等に取り組んだ。 【②今後の取組方針:手帳の認定・交付の継続実施】 ・引き続き、正確かつ迅速な手帳の認定・交付等に取り組んでいく。	
緊急通報システム	Ⅱ-7	障がい者の地域生活支 援の充実		一人暮らしの重度 身体障がい者等に 対する緊急時の対 応及び日常的な相 談、定期的な状況 確認の実施	一人暮らしの重度 身体障がい者等	緊急通報装置の設置	計画どおり	162	H18		【①昨年度の評価(成果や課題):緊急通報装置の設置及び適正なサービス提 供】 ・緊急通報装置を設置することにより、一人暮らしの重度身体障がい者等に対す る緊急時の対応や日常的な相談、定期的な状況確認につながった。 【②今後の取組方針:適正なサービス提供の継続実施】 ・一人暮らしの重度身体障がい者等の安全確保を図るために、引き続き、緊急 通報装置を設置していく。	
日常生活用具給付事業	Ⅱ-7	障がい者の地域生活支 援の充実		障がい者の日常生 活支援の実施	身体障がい者 (児)、知的障がい 者(児)、精神障が い者(児)	日常生活用具の給付	計画どおり	132,003	H18		【①昨年度の評価(成果や課題):ニーズを反映させた適正な給付】 ・日常生活用具の給付等を行うことにより、障がい者の日常生活の支援が図ら れた。 ・新しい製品が開発等されるため、利用者のニーズを踏まえながら、給付品目 の追加等を検討する必要がある。 【②今後の取組方針:適正な給付の継続実施及び給付品目の検討】 ・障がい者の日常生活の支援を図るため、引き続き、日常生活用具の給付に取 り組むとともに、障がい者のニーズを反映させながら、適宜、給付品目を検討し ていく。	
重度心身障がい者医療 費助成	Ⅱ-7	障がい者の地域生活支 援の充実		重度心身障がい者 の健康増進に寄与	身体障がい者手帳 1・2級、療育手帳A (A1・A2)、身体3・ 4級と療育手帳B1 を併せ持つ者	医療費の助成	計画どおり	1,052,544	S48		【①昨年度の評価(成果や課題):重度心身障がい者への医療費助成の実施】 ・重度心身障がい者への「現物給付方式」によって医療費助成を行うことにより、 重度心身障がい者の医療費負担の軽減を図り、健康増進に寄与した。 【②今後の取組方針:医療費助成の継続実施】 ・重度心身障がい者が安心して医療を受けられるようにするために、引き続き、 「現物給付方式」により医療費助成を行っていく。	
心身障がい者福祉手当	Ⅱ-7	障がい者の地域生活支 援の充実		心身障がい者への 手当支給	国の特別障がい者 手当を受給してい ない①身体障がい 者1・2級の者②療 育手帳A・A1・A2、 B1(知能指数50以 下)の者	月5,000円の手当	計画どおり	464,230	S44		【①昨年度の評価(成果や課題):適正な手当支給の実施】 ・重度心身障がい者への適正な手当支給を行うことにより、重度心身障がい者 の在宅生活等の支援につながった。 【②今後の取組方針:手当支給の継続実施】 ・重度心身障がい者の在宅生活等を支援するために、引き続き、手当を支給し ていく。	

事業名	政策の柱 基本施策	施策名	好循環P・ 戦略事業・ SDGs	事業の目的	事業内容		事業の 進捗	R1 概算 事業費 (千円)	開始 年度	日本一 施策 事業	「①昨年度の評価(成果や課題)」と「②今後の取組方針」	見直し (予定)
					対象者・物(誰・何 に)	取組(何を)						
特定疾患患者福祉手当 (経過措置)	Ⅱ-7	障がい者の地域生活支 援の充実		特定疾患患者への 手当支給	市が指定した特定 疾患に該当する者 で心身障がい者福 祉手当を受給して いない者	月5,000円の手当 【経過措置】 H28.10.1～H29.9.30 5,000円 H29.10.1～H30.9.30 4,000円 H30.10.1～R1.9.30 3,000円	計画どおり	74,958	S49		【①昨年度の評価(成果や課題):経過措置の終了】 令和元年9月(12月振込)の経過措置をもって、予定通り手当が終了となった。	廃止 ・ 終了
難病患者福祉手当	Ⅱ-7	障がい者の地域生活支 援の充実		難病患者への手当 支給	難病法に基づく指 定難病患者又は国 若しくは県が指定 する疾患の患者と して医療受給者証 の交付を受けてい る者で、心身障が い者福祉手当、特 定疾患患者福祉手 当(経過措置)を受 給していない者	月5,000円の手当	計画どおり	160,525	H28		【①昨年度の評価(成果や課題):適正な手当支給の実施】 ・難病患者への適正な手当支給を行うことにより、難病患者の在宅生活等の支 援につながった。 【②今後の取組方針:制度の周知と適正な手当支給の継続実施】 ・医療受給者証交付の受付を行っている保健予防課と連携しながら、制度の周 知や要件者の旧制度(「特定疾患患者福祉手当(経過措置)」)からの移行推進 を図り、難病患者の療養生活の質の向上を図るため、引き続き、手当を支給して いく。	
デイケア事業	Ⅱ-7	障がい者の地域生活支 援の充実		在宅重度心身障が い者の能力向上の 促進	15歳以上で医学的 管理を要しない在 宅重度心身障がい 者	身辺処理能力や社会適応力 を身につけるための訓練や 指導	計画 どおり	9,835	S48		【①昨年度の評価(成果や課題):事業周知と適正なサービスの提供】 ・サービス提供事業者等と連携を図りながら、事業の周知や適正なサービス提 供を行うことにより、在宅重度心身障がい者の能力向上の促進が図られた。 【②今後の取組方針:適切なサービス提供の継続実施】 ・在宅の重度心身障がい者の身辺処理能力・社会適応能力の向上のために、 引き続き、日常生活動作訓練等を行うデイケア事業を実施していく。	
福祉ホーム運営費補助 金	Ⅱ-7	障がい者の地域生活支 援の充実		居室等、日常生活 に必要な便宜を供 与することによる地 域生活の支援	福祉ホームを運営 する社会福祉法人 等	福祉ホームの運営に要する 経費の補助等	計画どおり	6,970	H16		【①昨年度の評価(成果や課題):安定した居住環境の確保】 ・福祉ホームの運営に要する経費を補助することにより、安定した居住環境を確 保し、住居を必要とする障がい者の地域生活支援につながった。 【②今後の取組方針:補助の継続実施】 ・障がい者の地域生活の支援をするために、引き続き、福祉ホームの運営を補 助していく。	
移動支援事業	Ⅱ-7	障がい者の地域生活支 援の充実	好循環P 戦略事業	外出及び余暇活動 等、地域生活にお ける自立生活及び 社会参加の促進	屋外での移動が困 難な障がい者・児	社会参加のための外出の際 の移動支援の提供	計画どおり	115,113	H18		【①昨年度の評価(成果や課題):適切なサービスの実施】 ・通学通所支援やグループ型支援を実施するなど、社会参加のための外出の際 の移動支援の提供に努めることにより、地域生活における自立生活や社会参加 の促進が図られた。 【②今後の取組方針:利用者ニーズを踏まえた事業の実施】 ・屋外での移動が困難な障がい者・児の地域生活における自立、社会参加の促 進を図るために、引き続き、支援が必要な障がい者・者への移動支援や事業所 への柔軟な支援の実施を図るとともに、利用者等のニーズを把握し、サービスの 向上と安定したサービスの提供を行っていく。	
日中一時支援事業	Ⅱ-7	障がい者の地域生活支 援の充実		障がい者等の一時 的な活動の場の提 供	身体障がい者 (児)、知的障がい 者(児)、精神障が い者(児)	一時的な活動の場を提供及 び家族の一時的な休息等の 確保	計画 どおり	164,085	H18		【①昨年度の評価(成果や課題):適切なサービスの提供】 ・障がい者施設や特別支援学校等において、一時的な活動の場の提供や、家 族の一時的な休息等の確保が図られているが、放課後等デイサービス等の類 似事業との調整が必要である。 【②今後の取組方針:類似事業との役割整理と事業のあり方検討】 ・児童福祉法に基づく放課後等デイサービスなどの類似事業との役割を整理し、 事業のあり方を検討していく。	

事業名	政策の柱 基本施策	施策名	好循環P・ 戦略事業・ SDGs	事業の目的	事業内容		事業の 進捗	R1 概算 事業費 (千円)	開始 年度	日本一 施策 事業	「①昨年度の評価(成果や課題)」と「②今後の取組方針」	見直し (予定)
					対象者・物(誰・何 に)	取組(何を)						
地域活動支援センター事業(民間)	Ⅱ-7	障がい者の地域生活支援の充実		障がい者の地域生活支援の促進	身体障がい者(児)、知的障がい者(児)、精神障がい者(児)	機能訓練、社会適応訓練、入浴等のサービスを提供	計画どおり	100,032	H18		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):適切なサービスの提供】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域活動支援センターにおいて、日中活動の場(機能訓練、社会適応訓練、入浴等のサービス)を提供することにより、障がい者の地域生活支援の促進が図られた。 <p>【②今後の取組方針:適切なサービス提供の継続実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障がい者の地域生活支援を促進するために、引き続き、日中の活動の場を提供していく。 	
訪問入浴サービス事業	Ⅱ-7	障がい者の地域生活支援の充実		心身障がい者(児)への定期的な入浴サービスの実施	在宅の重度身体障がい者及び重症心身障がい児	定期的な入浴サービスの提供	計画どおり	24,663	H18		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):適切なサービスの提供】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・在宅の重度身体障がい者・児で単身での入浴が困難な方に対し、定期的な訪問入浴サービスを提供した。 <p>【②今後の取組方針:安定的なサービスの提供体制の検討】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・必要な訪問入浴サービスが提供できるよう、訪問入浴サービス提供事業所の拡大について検討していく。 	
ここ・ほっと交流事業	Ⅱ-7	2 障がい者の地域生活支援の充実		交流を通じた障がい理解の普及啓発	かすが園、若葉園、西部保育園、子育てサロン西部に通う園児やその保護者及び一般市民	季節に応じた行事カリキュラムに加え、日常保育の中での交流事業の実施	計画どおり	242	H19		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):ここ・ほっと巡回相談事業の充実】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・専門職による「園訪問」を実施し、児童の行動観察後、支援方法等について担当職員へ助言指導を行うとともに、専門職研修会を保育士等の経験年数を考慮し「基礎編」「応用編」を実施し、各保育園等における職員の援助技術の向上に努めた。また、平成30年度から保育士等用の5歳児チェックリストを導入したことにより、新規の保育園等の訪問につながる等、当事業への理解促進を図ることができた。 ・今後も各保育園・幼稚園等における「気になる児童」を早期発見・早期支援につなげていくことが必要である。 <p>【②今後の取組方針:幼稚園・保育園等との連携強化】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、園連携・園訪問等を通して、事業の目的や対象等についてを市内全園に理解していただき、各保育園等と協同のもと、発達障がいの早期発見・早期支援につなげていく。また、発達特性を有した児に対しての対応力向上を図ることができるよう研修会を実施する。 	
子ども発達相談室	Ⅱ-7	2 障がい者の地域生活支援の充実		発達に不安を抱いている保護者等の不安の軽減及び個々の特性に応じた適切な支援	発達に遅れ等がある児童及びその保護者	電話・面接相談の実施	計画どおり	941	H19		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):子ども発達相談室の充実】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童が在籍する保育園や幼稚園、地区保健師等の関係機関等と情報を共有し、連携を強化したことにより、保護者の不安を早期に軽減するとともに、個々の特性に応じた適切な支援につなげることができた。 ・近年、複合化複雑化した困難ケースが増えており、関係各課との連携を強化するとともに、心理相談員等の専門的な技術の維持向上が必要である。 <p>【②今後の取組方針:相談体制の充実】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、各種研修会への参加や必要に応じて事例検討会の実施等を通して、職員のスキルアップを図り、相談体制の充実に努めていく。また関係機関との連携を引き続き迅速に行っていく。 	

事業名	政策の柱 基本施策	施策名	好循環P・ 戦略事業・ SDGs	事業の目的	事業内容		事業の 進捗	R1 概算 事業費 (千円)	開始 年度	日本一 施策 事業	「①昨年度の評価(成果や課題)」と「②今後の取組方針」	見直し (予定)
					対象者・物(誰・何 に)	取組(何を)						
通園事業の運営	Ⅱ-7	2 障がい者の地域生活支援の充実		障がい児の社会生活適応能力の向上	障がい児通所給付の決定を受けた障がい児	かすが園・若葉園への通所による療育の提供及び保護者支援	計画 どおり	29,612	H19		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):障がい児通所療育の充実】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・かすが園・若葉園に通園している児の個々の障がい特性に応じて専門的な療育を行ったことから、社会生活適応能力が向上するなど、児の成長発達につながることができた。更にかすが園において、医療的ケア児を含む年長児の単独通園を本年実施することで、年長児の出席率も上がり、就学に向けた身辺自立や集団生活適応能力の向上につなげることができた。 ・児童発達支援センターとしての役割を明確にしながら、「若葉園」利用希望者の増加に対応するための方策を検討する必要がある。 <p>【②今後の取組方針:児童発達支援センターの機能の充実】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・民間児童発達支援事業所と児童発達支援センターそれぞれが担う役割を整理しながら、「若葉園」利用希望者の増加に対応できるよう、今後の利用者の推移や対象者の分析を行い定員増等の必要性について検討する。また、児童発達支援センターの専門機能を活用し、保護者の児に対する対応力向上や地域の児童発達支援施設全体の質の向上を図る。 ・かすが園における年長児単独通園については、効果を検証しながら今後も保護者等と連携を図りながら適切な療育を実施していくとともに、年中児以下の単独通園の必要性について検討していく。 	
保育所等訪問支援事業	Ⅱ-7	2 障がい者の地域生活支援の充実		障がい児の集団生活適応能力の向上	障がい児通所給付の決定を受けた障がい児	集団生活適応に向けた療育の提供および園への対応等の助言	計画 どおり	—	H28		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):利用希望者の増加に対応するための訪問支援員の増員】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用希望者の増加に対応できるよう、訪問支援員を増員するなど支援体制整備を図ることができた。 ・個々の障がい特性や支援内容に合わせて、柔軟かつ円滑に支援が行えるようになる必要がある。 <p>【②今後の取組方針:保育所等訪問支援の充実】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用希望者がいつでも利用できるよう訪問回数を拡大するとともに、障がい児の特性や支援内容に合わせて柔軟かつ円滑に支援が行えるよう支援の充実に努めていく。 	拡大
居宅訪問型児童発達支援事業	Ⅱ-7	障がい者の地域生活支援の充実		児童の心身の発達促進や円滑な集団生活移行支援	障がい児通所給付の決定を受けた障がい児であり、医療的ケア等が必要なため、障がい児通所支援を受けるために外出することが困難な児	障がい児の居宅を訪問し、日常生活における基本動作の指導や遊びをとおして発達を促すための療育の提供	計画 どおり	—	R1		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):居宅訪問型児童発達支援サービスの提供開始】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・関係機関と連携し保護者に対し、事業の説明やチラシ配布するなど周知啓発に努めた結果、2名の利用者があった。利用者からは児の表情が良くなった。在宅での遊びの幅が広がった等児の生活の質向上が図れ、効果的な支援につながった。 ・新たな利用促進と利用者のニーズに沿った支援を行う必要がある。 <p>【②今後の取組方針:利用促進と円滑な療育支援の提供】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新たな利用を促進するため、引き続き周知啓発に努めるとともに、利用者のニーズや課題を検証しながら、利用者が満足できるような療育を提供していく。さらに実施にあたっては、児の状態に合わせて適切な療育が提供できるよう、ひきつづき関係機関と連携を図っていく。 	
重症心身障がい児プール活動支援事業	Ⅱ-7	2 障がい者の地域生活支援の充実		心身のリラクゼーション、呼吸・循環器能力を高めるなど生命の維持・向上及びQOLの向上	重い運動障がいのある重症心身障がい児		計画 どおり	240	H20	先駆的	<p>【①昨年度の評価(成果や課題):医師など専門職による安全なプール活動の提供】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和元年度は、重い運動障がいのある重症心身障がい児のプール活動を本年で安全に実施できたことから事業の目的を達することができた。 <p>【②今後の取組方針:安全性を確保したプール活動の実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今後は、重い運動障がいのある重症心身障がい児に対し、心身のリラクゼーション、呼吸・循環器能力を高めるとともに、生活の質の向上を促すため、引き続き医師・看護師を中心に利用児の安全を十分に確保しながら、通年でプール活動を実施していく。 	

事業名	政策の柱 基本施策	施策名	好循環P・ 戦略事業・ SDGs	事業の目的	事業内容		事業の 進捗	R1 概算 事業費 (千円)	開始 年度	日本一 施策 事業	「①昨年度の評価(成果や課題)」と「②今後の取組方針」	見直し (予定)
					対象者・物(誰・何 に)	取組(何を)						
専門療育事業	Ⅱ-7	2 障がい者の地域生活支援の充実			障がい児, またはその疑いのある児童		計画 どおり	219	H19		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):保護者の家庭における対応力の向上】</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和元年度は, 言語聴覚士や作業療法士などの専門職が, 家庭における保護者の対応力の向上に向けて, 日々の療育を進めてきたことにより, 利用者アンケートの結果において, 利用者の9割が, 療育場面で学んだ対応を家庭においても実践できているとの回答が得られるなど一定の効果が得られたことから事業の目的を達することができた。 <p>【②今後の取組方針:さらなる対応力の充実強化】</p> <ul style="list-style-type: none"> 今後は, 保護者の児への理解及び対応力の充実強化に向け, 引き続き, 個々の特性に応じた専門性の高い療育を提供していくとともに, 各専門療育の指導目的やポイントがわかりやすく伝えられる利用者向けのパンフレットを作成し活用していく。 	
診療検査事業	Ⅱ-7	2 障がい者の地域生活支援の充実		障がいの早期発見と効果的な療育の推進	障がい児, またはその疑いのある児童		計画 どおり	207	H19		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):必要な診療回数の確保】</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和元年度は, 医師の一人あたりの診療時間や1回あたりの診療人数の見直しにより個々の発達段階に応じて療育内容の見直しや療育方針を検討するなど, 適切な時期に必要な回数の診察を行うことができたことから事業の目的を達することができた。 <p>【②今後の取組方針:専門性の高い診療の提供】</p> <ul style="list-style-type: none"> 今後は, 個々の発達段階に応じた療育内容の見直しや療育方針の検討など, 引き続き, 児童にとって適正な回数の診察が提供できるよう, 安定的な医師の確保に努めながら診療機能の充実を図っていく。 	
家族支援事業	Ⅱ-7	2 障がい者の地域生活支援の充実		障がい児を抱える家族の障がい受容に伴う苦悩や育児不安など精神的負担の軽減	子ども発達センター内事業利用児童の保護者		計画 どおり	35	H22		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):家族の精神的負担の軽減】</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和元年度はペアレントトレーニングや家族サポートの対象を医師や各療育担当と連携し早めに確保することができ, 家族の精神的負担の軽減, また養育力の向上につなげることができたことから事業の目的を達することができた。 <p>【②今後の取組方針:家族支援の充実】</p> <ul style="list-style-type: none"> 今後は, 障がい児を抱える家族の障がい受容に伴う様々な苦悩や育児に対する不安軽減など, 保護者の精神的な安定を図るため, 引き続き心理相談員によるカウンセリングや, 児童の適応行動を増やす, 養育技術を向上するためのペアレントトレーニングなどの家族支援を実施していく。 	
やさしさをはぐくむ福祉のまちづくり事業	Ⅱ-8	共に支え合う地域社会づくりの推進		市民の福祉意識の高揚や地域福祉活動等の普及啓発	市民 事業者	<ul style="list-style-type: none"> 福祉のまちづくり表彰の実施 ボランティア活動の充実 	計画 どおり	205	H13		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):福祉のまちづくり表彰等の実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和元年度は, 福祉のまちづくり表彰について, 推薦依頼先を福祉関係課から全庁に広げ, 福祉関係だけでなく幅広い団体に募集を行ったことにより, 新たな団体を表彰したことや, ボランティア登録団体数が前年度を上回るなど, 福祉のまちづくりに対する市民の理解の促進や福祉意識の高揚を図ることができた。 <p>【②今後の取組方針:福祉のまちづくり表彰等の継続実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> 今後は, 市民の福祉意識等の更なる高揚を図るため, 引き続き全庁的に広く募集や周知を行うことにより, 福祉のまちづくり表彰等を継続して実施していく。 	
保健と福祉の出前講座の実施	Ⅱ-8	福祉のこころをはぐくむ人づくりの推進		保健福祉サービスの市民理解の促進	市民	<ul style="list-style-type: none"> 保健と福祉の出前講座の実施 	計画 どおり	-	H17		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):出前講座の周知・実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和元年度は, 講座内容や申込方法等について, 市民に分かりやすく伝えるよう, 講座案内リーフレットを配布し, 周知を図るとともに, 出前講座を実施することができた。 <p>【②今後の取組方針:市民ニーズを踏まえた講座の実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> 今後は, 引き続き, 保健福祉サービスや福祉制度の周知, サービスの適切な利用につながるよう出前講座を実施していくとともに, 講座参加後のアンケート等から把握した市民ニーズを講座の内容へ反映していく。 	

事業名	政策の柱 基本施策	施策名	好循環P・ 戦略事業・ SDGs	事業の目的	事業内容		事業の 進捗	R1 概算 事業費 (千円)	開始 年度	日本一 施策 事業	「①昨年度の評価(成果や課題)」と「②今後の取組方針」	見直し (予定)
					対象者・物(誰・何 に)	取組(何を)						
市民福祉の祭典開催	Ⅱ-8	福祉のこころをはぐくむ 人づくりの推進		福祉への理解促進 と地域の連帯感の 高揚	市民	・福祉の祭典を開催し、福祉 活動等の周知や啓発を実施	計画 どおり	633	H19		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):市民福祉の祭典の開催】</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和元年度は、台風の影響により、規模を縮小して開催したが、新たに災害に関する情報発信や啓発を中心とした内容に変更するなど、市社会福祉協議会と協力して柔軟に対応することで、福祉の理解促進と地域連帯感の高揚を図ることができた。 <p>【②今後の取組方針:各団体との連携協力による事業の充実】</p> <ul style="list-style-type: none"> 今後は、さらに効果的な事業となるよう、参加団体等との連携を強化し、内容の充実を図っていく。 	
災害時要援護者支援事業	Ⅱ-8	福祉のこころをはぐくむ 人づくりの推進		要援護者に対し、 日頃からの声か け・見守り活動を行 うとともに災害発 生時に迅速かつ的 確に避難誘導等 を行う地域にお ける支援体制の整備	自力で避難するこ とが困難で避難支 援を希望する方(要 援護者)	・制度の理解促進及び災害 時要援護者台帳の更新 ・地区支援班の設置 ・災害時要援護者台帳の整備	計画 どおり	633	H19		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):地域行政機関を通じた制度説明会の実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和元年度は、前年度に引き続き、各地域における制度の理解や安定的な運用に向け、説明会の実施や台帳更新に取り組んだ。 一方で、地区支援班未設置地区や台帳未整備地区に対しては、地域住民の理解を得られるよう、地区の課題を整理し、対応策を検討する必要がある。 <p>【②今後の取組方針:要援護者に対する支援体制の整備】</p> <ul style="list-style-type: none"> 今後は、引き続き、地区支援班用マニュアル及び周知用リーフレットを活用し、制度説明や台帳更新情報の提供等を行うとともに、地区支援班未設置地区や台帳未整備地区に対する課題を整理し、対応策を検討しながら、設置等に向け、働きかけを行っていく。 	改善
民間福祉避難所情報伝達体制整備	Ⅱ-8	安心して暮らせる福祉 基盤の充実		災害時における高 齢者や障がい者等 の安全で安心な生 活環境の確保	民間福祉避難所 (高齢者・障がい者 施設)	・MCA無線機の配備による 災害時の連絡体制を強化	計画 どおり	1,595	H24		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):MCA無線機による通信訓練の実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和元年度は、民間福祉避難所に対して、MCA無線機の操作訓練の実施や各施設との個別通信訓練を実施したほか、市総合防災訓練において、民間福祉避難所と要援護者受入のためのMCA無線機通信訓練を実施したことにより、災害時における高齢者や障がい者等の安全で安心な生活確保に向けた連絡体制の強化を図ることができた。 <p>【②今後の取組方針:民間福祉避難所との情報伝達体制の維持・確保】</p> <ul style="list-style-type: none"> 今後は、災害時の福祉避難所協定を締結した民間の福祉施設と、災害発生時に、迅速かつ円滑に要援護者や物資を受け入れられるよう、引き続き、通信訓練の実施やMCA無線機の適切な管理を行い、情報伝達体制を維持・確保していく。 	
こころのユニバーサルデザイン推進事業	Ⅱ-8	福祉のこころをはぐくむ 人づくりの推進		市民の福祉意識の 高揚	市民	・福祉のまちづくりポスター コンクール開催 ・啓発用ポスター、チラシ、ハ ンドブック等の作成配布	計画 どおり	907	H20		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):様々な周知啓発活動の実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和元年度は、ポスターコンクールの実施などを通じて幅広い層への啓発活動を行い、日常生活の中で自然に手助け・見守り・声かけなどができる福祉のこころを育む人づくりの推進を図ることができた。 <p>【②今後の取組方針:おもいやりの行動に関する啓発強化】</p> <ul style="list-style-type: none"> 今後は、これからの社会を担う子どもたちへの「福祉の心」の醸成を図るため、引き続き市内中学校への啓発リーフレットの配布や出前講座の案内・実施に取り組んでいく。 	
やさしさをはぐくむ福祉のまちづくり公共的施設整備費補助金	Ⅱ-8	安心して暮らせる福祉 基盤の充実		公共的施設のバ リアフリー化の推進	市内で公共的施設 の改修を行う事業 者等	補助対象整備箇所(傾斜路・ 手すり・エレベーター・便所) の整備費の一部を補助	計画 どおり	564	H12		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):補助制度の実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和元年度は、補助申請のあった施設に対し、トイレの洋式化などの整備費の一部補助を実施したことにより、公共的施設のバリアフリー化を着実に推進することができた。 一方で、補助金の活用を更に促進するため、周知を強化する必要がある。 <p>【②今後の取組方針:制度の更なる周知】</p> <ul style="list-style-type: none"> 今後は、補助制度の更なる活用を促進するため、引き続き商工会議所や建設業協会などの関係機関等に制度周知への協力を働きかけていく。 	

事業名	政策の柱 基本施策	施策名	好循環P・ 戦略事業・ SDGs	事業の目的	事業内容		事業の 進捗	R1 概算 事業費 (千円)	開始 年度	日本一 施策 事業	「①昨年度の評価(成果や課題)」と「②今後の取組方針」	見直し (予定)
					対象者・物(誰・何 に)	取組(何を)						
市有施設のバリアフリー の推進	Ⅱ-8	安心して暮らせる福祉 基盤の充実		市有施設のバリア フリー化の推進	市民	・市有施設のバリアフリー化 推進	計画 どおり	-	H13		【①昨年度の評価(成果や課題):バリアフリー設備の整備】 ・令和元年度は、昭和地域コミュニティセンターへのエレベーターの設置につ いて着工し、市有施設の計画的なバリアフリー化を着実に推進することができた。 【②今後の取組方針:計画的なバリアフリー化の推進】 ・今後は、市有施設のバリアフリー化の更なる推進のため、公共施設等総合管 理計画の改定と連動し、施設の老朽化の状況や利用状況などを考慮の上、施 設所管課と連携し、今後の整備のあり方を検討していく。	改善
苦情解決事業	Ⅱ-8	安心して暮らせる福祉 基盤の充実		福祉サービスに関 する苦情の解決	・福祉サービス利用 者	・苦情の相談対応 ・事例検討会の開催	計画 どおり	28	H15		【①昨年度の評価(成果や課題):苦情解決体制の適正な運営】 ・令和元年度は、「福祉サービス等に係る苦情解決システムに関する会議」を開 催し、福祉業務に関する苦情事例の検討を行い、再発防止に向けた市民対応に ついて共有を行うことができた。 【②今後の取組方針:継続した苦情解決体制の適正な運営】 ・今後は、引き続き、市が提供する福祉サービス等への苦情に対応するため、 「福祉サービス等に係る苦情解決システムに関する会議」の構成員である庁内 関係課職員や第三者委員と連携し、苦情解決体制を適正に運用していく。	
社会福祉施設等指導監 査	Ⅱ-8	安心して暮らせる福祉 基盤の充実		社会福祉法人・施 設の適切な運営の 確保と業務運営水 準の向上	市内の社会福祉法 人等	社会福祉法人等に対する指 導監査	計画 どおり	106	H9		【①昨年度の評価(成果や課題):効率的・効果的な指導監査の実施】 ・定期的な指導監査について、年間計画に基づき効率的・効果的にを行い、法人・ 施設の適切な運営の確保と業務運営水準の向上を図ることができた。 【②今後の取組方針:継続した指導監査の実施】 ・引き続き、法人・施設の適切な運営の確保と業務運営水準の向上を図るため、 効率的・効果的な指導監査を行っていく。	
障がい福祉サービス事業 者指導監督	Ⅱ-8	安心して暮らせる福祉 基盤の充実		障がい福祉サービ ス事業所の適切な 運営の確保と業務 運営水準の向上	市内の障がい福祉 サービス事業者	障がい福祉サービス事業者 に対する指導及び監査	計画 どおり	1,465	H24		【①昨年度の評価(成果や課題):効率的・効果的な実地指導及び巡回支援指導 との連携】 ・定期的な実地指導について、年間計画に基づき、効率的・効果的に実施すると ともに、事前通告を行わない巡回支援指導との連携により、障がい福祉サービ スの質の確保・向上を図ることができた。 【②今後の取組方針:継続した実地指導及び巡回支援指導との連携】 ・引き続き、障がい福祉サービスの質の確保・向上を図るため、定期的な実地指 導を効率的・効果的に実施するとともに、事前通告を行わない巡回支援指導と 連携していく。	
介護事業者指導監督	Ⅱ-8	安心して暮らせる福祉 基盤の充実		介護サービス事業 所の適切な運営の 確保と業務運営水 準の向上	市内の介護保険事 業者	介護事業者に対する指導及 び監査	計画 どおり	1,802	H20		①【効率的・効果的な実地指導及び巡回支援指導との連携】 ・定期的な実地指導について、年間計画に基づき、効率的・効果的に実施すると ともに、事前通告を行わない巡回支援指導との連携により、介護サービス事業 所の質の向上を図ることができた。 ②【継続した効率的・効果的な実地指導及び巡回支援指導との連携】 ・引き続き、介護サービスの質の確保・向上を図るため、定期的な実地指導を効 率的・効果的に実施するとともに、事前通告を行わない巡回支援指導と連携して いく。	

事業名	政策の柱 基本施策	施策名	好循環P・ 戦略事業・ SDGs	事業の目的	事業内容		事業の 進捗	R1 概算 事業費 (千円)	開始 年度	日本一 施策 事業	「①昨年度の評価(成果や課題)」と「②今後の取組方針」	見直し (予定)
					対象者・物(誰・何 に)	取組(何を)						
保健と福祉の相談事業	Ⅱ-8	安心して暮らせる福祉 基盤の充実		保健福祉サービス に係る市民への的 確な情報提供と相 談体制の充実	市民	保健と福祉の情報提供と相 談	計画 どおり	770	H10		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):保健と福祉の相談の実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・病院や児童相談所等の関係機関と連携を図りながら、必要な保健福祉サービスの情報を提供するなど、複雑化・多様化する市民ニーズに応じた相談に適切に対応することができた。 <p>【②今後の取組方針:保健と福祉の相談体制の充実】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、適切な保健福祉サービスを紹介するなど市民ニーズに応じた適切な相談対応や、必要な情報提供を行うとともに、子どもから高齢者までの多分野にまたがる複合化・複雑化した問題の相談への対応の強化を図るため、関係機関の協働の下で解決を図る包括的な相談支援体制の構築を進める。 	
民生委員活動等に対する 支援	Ⅱ-8	安心して暮らせる福祉 基盤の充実		民生委員活動の遂 行に必要な知識及 び技術の習得や民 生委員児童委員協 議会の地域福祉活 動の推進	民生委員児童委員 協議会	・民生委員児童委員協議会 の事業に要する経費の一部 を補助	計画 どおり	18,538	S29		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):知識や技術の習得及び地域福祉活動の推 進】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和元年度は、民生委員児童委員協議会の事業に要する経費の一部を補助し、一斉改選に伴い新任民生委員・児童委員への研修を行うなど、各種研修等による民生委員活動の遂行に必要な知識及び技術の習得を図り、民生委員児童委員協議会の地域福祉活動の推進に資することができた。 <p>【②今後の取組方針:補助の継続実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今後は、民生委員活動の遂行に必要な知識及び技術の習得や民生委員児童委員協議会の地域福祉活動の推進のために、引き続き、民生委員児童委員協議会の事業を支援していく。 	
社会を明るくする運動	Ⅱ-8	安心して暮らせる福祉 基盤の充実		犯罪や非行のない 明るい社会の実現	市民	・啓発運動の実施	計画 どおり	113	S57		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):関係団体と連携した啓発運動の実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和元年度は、宇都宮保護区保護司会や宇都宮更生保護女性会などの関係団体と連携し、「社会を明るくする運動推進市民のつどい」や「社会を明るくする運動作文コンテスト」を実施することにより、犯罪や非行のない明るい社会の実現に向けた啓発が図られた。 <p>【②今後の取組方針:事業の継続実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今後は、犯罪や非行のない明るい社会の実現のため、引き続き、関係団体と連携を図りながら啓発運動を実施する。 	
宇都宮保護区保護司会 補助金	Ⅱ-8	安心して暮らせる福祉 基盤の充実		保護司による保護 観察、更生保護並 びに犯罪予防活動 の円滑化	宇都宮保護区保護 司会	・宇都宮保護区保護司会の 活動に要する経費の一部を 補助	計画 どおり	1,580	H25		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):保護司の諸活動に要する経費の補助】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和元年度は、宇都宮保護区保護司会の更生保護相談等各種活動に要する経費の一部を補助することで、保護司による保護観察、更生保護並びに犯罪予防等、諸活動の円滑な推進に資することができた。 <p>【②今後の取組方針:補助の継続実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今後は、保護司による保護観察、更生保護並びに犯罪予防活動の円滑化のために、引き続き、宇都宮保護区保護司会の活動に要する経費の一部を補助していく。 	
宇都宮更生保護女性会 補助金	Ⅱ-8	安心して暮らせる福祉 基盤の充実		更生保護及び非行 防止活動の円滑化	宇都宮更生保護女 性会	・宇都宮更生保護女性会の 活動に要する経費の一部を 補助	計画 どおり	110	H25		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):更生保護女性会の諸活動に要する経費の補 助】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和元年度は、宇都宮更生保護女性会のミニ集会等子育て支援活動に要する経費の一部を補助し、更生保護及び非行防止活動の円滑な推進に資することができた。 <p>【②今後の取組方針:補助の継続実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今後は、更生保護及び非行防止活動の円滑化のために、引き続き、宇都宮更生保護女性会の活動に要する経費の一部を補助していく。 	

事業名	政策の柱 基本施策	施策名	好循環P・ 戦略事業・ SDGs	事業の目的	事業内容		事業の 進捗	R1 概算 事業費 (千円)	開始 年度	日本一 施策 事業	「①昨年度の評価(成果や課題)」と「②今後の取組方針」	見直し (予定)
					対象者・物(誰・何 に)	取組(何を)						
生活困窮者自立相談支援事業	Ⅱ-8	安心して暮らせる福祉 基盤の充実	好循環P	複合的な課題を抱える生活困窮世帯に対する困窮状態からの早期脱却に向けた支援による自立の促進	・生活困窮世帯	・自立相談支援窓口の設置 ・専門の相談支援員による自立に向けた包括的かつ継続的な支援	計画 どおり	25,529	H26		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):生活困窮世帯への自立に向けた支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・複合的な課題を抱える生活困窮者が自立した生活を営めるよう、個別の支援プランに基づいて関係機関が連携を図り、本人の状態に応じた包括的かつ継続的な支援に取り組み、困窮状態からの早期脱却に向けた支援を進めることができた。 ・支援につなげられていない生活困窮者に対して、早期に自立相談支援窓口につなげるとともに、効果的かつ的確な支援を行う必要がある。 <p>【②今後の取組方針:継続的な事業の実施及び制度周知の強化】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生活困窮者の抱える問題について必要な支援ができるよう、庁内各課はもとより関係機関、民生委員等との連携強化を図り、支援制度が浸透するよう更なる周知を行うとともに、新規に配置するアウトリーチ支援員により来所できない困窮者への対応を強化するなど、本人の状態に応じた包括的かつ継続的な支援に取り組む。 	拡大
生活保護受給者等就労自立促進事業(ハローワークとの一体的実施事業)	Ⅱ-8	安心して暮らせる福祉 基盤の充実	好循環P	栃木労働局との協定のもと、本市とハローワークの連携協力体制による早期就労自立の促進	<p>早期就労可能な以下の者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生活保護受給者 ・児童扶養手当受給者 ・住居確保給付金受給者 ・生活困窮者自立相談支援事業の支援決定者 	<ul style="list-style-type: none"> ・市役所に設置するハローワークの常設窓口等における職業相談、職業紹介 ・ハローワーク職員、本市のケースワーカー、就労促進指導員等の連携体制による早期就労に向けた支援 	計画 どおり	—	H25		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):生活保護受給者等の状況に応じた就労支援の実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生活保護受給者等が早期に就労し自立した生活を送れるよう、ハローワークと連携を図り、本市のケースワーカー、就労促進指導員等と、ハローワーク職員である就労支援ナビゲーターがそれぞれの役割のもとで連携を図りながら対応するとともに、市役所内に設置されている「みやハローワーク就労支援コーナー」を効果的に活用することによって、多くの支援対象者を早期の就労につなげることができた。 ・支援が中断しないよう事業への継続的な参加を促す必要がある。また、就労後の職場への定着を図るための支援が必要である。 <p>【②今後の取組方針:継続的な就労支援及び職場定着支援の実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・引き続きハローワークとの一体的実施事業の推進により就労を促進するとともに、早期の離職を防ぎ就労後の職場への定着を図るため、就職後には定期的に就労状況の聞き取りを行うなどのフォローアップに取り組む。 	
生活保護受給者等への就労準備支援事業	Ⅱ-8	安心して暮らせる福祉 基盤の充実	好循環P	就労意欲の喚起等が必要な者への早期就労自立の促進	<ul style="list-style-type: none"> ・生活保護受給者 ・生活困窮者 	<ul style="list-style-type: none"> ・個別カウンセリングの実施 ・日常生活習慣の改善支援や、ボランティア活動への参加等による社会的能力の習得 ・就労体験やセミナーの実施による就職活動に向けた知識やスキルの習得 ・個別求人開拓支援 ・家計収支について指導する家計改善支援 	計画 どおり	19,555	H25		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):生活困窮者等の状況に応じた就労準備支援の実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生活困窮者が自身に適した職業が見つけれられるよう、業務委託により民間事業者が持つノウハウや幅広いネットワークを活用し、ボランティア活動や様々な分野の就労体験・社会人として必要となる知識の習得を図ることによって、早期の就労に向けた支援を推進することができた。また、昨年度より実施した家計改善支援を実施したことにより、困窮から脱却したのちの家計収支の維持についても支援の充実を図った。 <p>【②今後の取組方針:効果的な支援プログラムの活用】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生活困窮者の状態に合わせた様々な支援プログラムを活用し、困窮状態から脱却後まで、計画的支援に取り組む。 	
公園のバリアフリー化事業	Ⅱ-8	安心して暮らせる福祉 基盤の充実		公園のバリアフリー化	高齢者や障がい者をはじめとした公園利用者	トイレ、出入口の改修	計画より遅れ	0	H13		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):公園バリアフリー化整備の推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和元年度は、釜井台団地中央公園において、トイレ及び出入口のバリアフリー化工事に着手した。 ・年度内完成を目指していたところであったが、建築工事の不調により繰越となったため、現場代理の確保などの受注環境をより一層注視し、発注スケジュールを関係課と連携していく必要がある。 <p>【②今後の取組方針:公園バリアフリー化整備の効果的な実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発注スケジュールについては、受注環境を見極めながら、関係課と検討し着実な契約締結に取り組む。 ・また、国庫補助金などの財源確保に努めるとともに、優先順位の高い公園の再精査を行い、効果的な公園バリアフリー化整備に取り組む。 	

事業名	政策の柱 基本施策	施策名	好循環P・ 戦略事業・ SDGs	事業の目的	事業内容		事業の 進捗	R1 概算 事業費 (千円)	開始 年度	日本一 施策 事業	「①昨年度の評価(成果や課題)」と「②今後の取組方針」	見直し (予定)
					対象者・物(誰・何 に)	取組(何を)						
道路バリアフリー推進事業	Ⅱ-8	安心して暮らせる福祉 基盤の充実 道路ネットワークの充実	好循環P 戦略事業	・高齢者や障がい 者の安全性・快適 性の向上 ・円滑な道路ネット ワークの構築	市民, 道路利用者	・点字ブロックの整備 ・横断歩道部の段差解消	計画 どおり	3,587	H13		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):安全・安心な歩行空間の確保】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・バリアフリー化推進のため, 総合スポーツゾーン周辺の道路整備と連携し, 公共交通機関周辺の点字ブロック整備や横断歩道部の段差解消を行うなど, 子どもから高齢者, 障がい者まで誰もが安全・安心に通行できる歩行空間の確保に努めた。 <p>【②今後の取組方針:計画的な道路バリアフリーの整備・修繕】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今後は, 中心市街地活性化基本計画に合わせて, 点字ブロック未整備箇所の整備を実施するとともに, 既存不適合の点字ブロックの改修や老朽化・破損などの状況に応じた修繕に取り組む。 	
路上喫煙対策事業	Ⅲ-10	交通安全対策の充実		路上喫煙による歩 行者の被害防止対 策の推進	市民, 本市の来訪 者	・受動喫煙対策を踏まえた, 指定喫煙所の取扱いの整理 ・路上喫煙等防止看板の修 繕 ・指導員や広報紙等を通し た, 条例の周知や喫煙マ ナーの啓発	計画どおり	1,811	H20		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):条例の周知啓発の実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・条例の周知啓発については, これまでの過料徴収の多い場所や通行量を踏まえ, 条例指導員による巡回のほか, 路面標示や啓発看板による周知などにより, 路上喫煙等による被害の防止対策を推進した。 ・改正健康増進法や市有施設の対応方針を踏まえ, 関係機関と連携し, 指定喫煙所の取扱いを整理した。利用者への影響を考慮し, 十分な周知期間を設け, 広く周知した結果, 指定喫煙所廃止に係る苦情は3件のみと少なく済ませることができた。 ・引き続き, 条例指導員が巡回するなどして, 条例周知を行い, 路上喫煙等による被害の防止対策を推進していく必要がある。 <p>【②今後の取組方針:関係課と連携した啓発活動の実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・引き続き, 条例指導員の巡回等による条例周知を行うとともに, 違反者に対しては, 今後違反行為をしないよう条例の周知や助言を行っていく。 	
衛生施設整備事業	Ⅲ-10	生活衛生環境の向上		斎場の整備及び霊 園の保全	斎場及び霊園の利 用者	・斎場の整備 ・霊園の保全	計画どおり	330,424	T5		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):斎場整備費用の支払及び霊園保全要否の把握】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・斎場整備費用について, 支払計画に基づき支払いを行い, また, 霊園については, 保全要否の状況の把握を行った。 ・霊園においては, 利用者が安全・安心に利用できるよう, 保全が必要な箇所を把握する必要がある。 <p>【②今後の取組方針:霊園保全要否の把握・対応】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・霊園については, 利用者が安全・安心に利用できるよう, 指定管理者と連携し, 保全が必要な箇所を把握し, 適切に対応していく。 	